

第四十回国会 参議院商工委員会 會議録第二十二号

昭和三十七年四月十七日(火曜日)

午前十時五十二分開会

委員の異動

四月十三日委員高橋進太郎君及び加藤正人君辞任につき、塩見俊二君及び奥むめお君を議長において指名した。
四月十四日委員塩見俊二君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君を議長において指名した。
本日委員奥むめお君辞任につき、その補欠として加藤正人君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
委員 柳木 亨弘君
中田 吉雄君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
小林 英三君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
近藤 信一君
吉田 法晴君
田畑 金光君
国務大臣 佐藤 榮作君
通商産業大臣 森 清君
政府委員 通商産業 森 清君
政務次官 森 清君

通商産業大臣 塚本 敏夫君
通商産業省 川田 千速君
通商産業省 今井 博君
通商産業省 八谷 芳裕君
通商産業省 樋口 誠明君
通商産業省 加藤 武徳君
通商産業省 小田 橋貞君

事務局長

常任委員 小田 橋貞君
会専門員 小田 橋貞君

本日の会議に付した案件
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は石炭関係三法案の審議を行ないます。なお、時間があれば石油業法案の審査を行ないます。

なお、去る十日の委員会におきまして、委員長及び理事に御一任願いました石炭三法案に関する参考人についてであります。明十八日午前十時より、お手元に配付いたしましたプリントのとおり、六名の方々に御出席をいただくことに決定いたしましたので、この際御報告いたします。

○委員長(武藤常介君) 次に、委員の異動がありますので御報告いたします。本日奥むめお君が辞任され、補欠として加藤正人君が選任されました。

○委員長(武藤常介君) それでは、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○阿部竹松君 ただいま理事会で打ち合わせ願った三法案のうち、議事進行についてですが、私は本日は石炭関係の二法案についてお尋ねをしたいと考えておりますので、通産省から保安局担当の方がお見えになっておられるようですが、私はお尋ねしませんので、もしほかの委員の方の質問があれば別問題ですが、私は質問の用意がございませんので、もし、せつかくおいでになって、私も半日ここにおられても気の毒ですが、私はもううごきませんので、委員長の方で取り計らっていただきますと思うわけですが、

その次に、法案の中身についてお尋ねいたしますが、臨時措置法の一部を改正する法律案のお尋ねをする前に、御承知のとおり、九州に大正鉱業という石炭山がございます。労使双方数カ月間にわたっていろいろと問題を残しておるわけでありまして、たまたま私は直接お訪ねしませんが、佐藤通産大臣の言明によりますと、森政務次

官を現地に派遣せしめて一切の解決の働にあらせませう、したがってその結果を待つてくれぬかというようなことを佐藤通産大臣が言明しておられます。法案とは違いますが、きわめて関係のある問題でございますから、お知らせ願える限度内において、大正鉱業の今回の問題について御説明願いたいと思います。

○政府委員(森清君) 先週の木曜日までございましたが、私は現地に行つて参りました。その前に、その大正鉱業の問題は、御承知のように非常に長い間労働の間で紛糾している問題でありまして、特にこの二カ月はほとんど完全なストに入つておる状況でありまして、私も通産省の立場から見ますと、特に保安要員の問題等ではなかなかむずかしい問題も出てきておりますので、どうしても保安の点から言つても、すみやかにこの結論を導き出さないと、最悪の場合には、いわゆる保安法二十五条を発動しなければならぬというやうな事態にもなるかも知れぬ、こういうふうなことをお尋ねされて、実は私はほんとに現地に行つて、組合側あるいは経営者側等々の方々に会ひたいと思つて、何とか話し合ひの場を見つけた。こう考えまして、現地に飛ぶことを決意したのであります。そうしてさうして、まず最初に社長の方から、中直正氏に面会を申し入れましたところ、ちやうど田中氏は大阪に所用がございまして、現地を離れるということだったので、一晩じっくり話し合つ

たのでございます。私の望みとするとこのものは、何とか労使双方が一つの土俵の上になつて、そこで新しい鉱山再建について話し合つてみたらどうか、この話し合ひの場を持たせることが主たる目的でございます。ところが、どうも最終的な問題におきまして、どうも最終的な問題におきまして、今までは従業員に対する給料の未払いが多少ございまして、これをすみやかに解決してやるのが、組合側として話し合ひの土俵に上がる一つの大きなめどになるだろう、こう考えましたので、それを解消するように、実は強く要請したのでありますけれども、なかなか現状におきましては、会社側としてはそれだけのまとまった金がないので、実はその晩の話は不調に終わりました。まことに残念ではございまして、たけれども、直ちに組合側や、あるいは地労委の方々、あるいは銀行筋、そういうところにも会つてみたいと考えてまして、現地に飛びまして、予定に基づきましてそれらの人々にお会いをいたしました。ところが、現地に行つてみますと、ますます一刻も早いところの話し合ひを持つことが望ましいことが身をもつてわかりましたので、直ちに現地から大阪にいる田中社長に連絡をとりまして、再会見を要請をいたしましたのでございますけれども、不幸にしてこれは行き違いになりました。田中さんは四国に回つて、現在福岡に帰つておられるのであります。先ほどまでの状況によりますと、私と会見を予

定しておいた十八日は上京が困難なように思われますので、せめておくれでも一日、二日のうちには上京してくるよう、再び連絡をとっているところでございます。

そこで要約いたしますと、先般私が福岡に参りましたその使命は、残念ながら最終的な結論を見出すに至りませんでしたけれども、私としては各方面の意見を聞いて、少なくとも妥結に至る、話し合いの場を持つに至る大きな目標と申しますか、明るい見通しというふうなものがややついたように私は考えるわけでありまして、これからも引き続き努力をいたしまして、一日も早く労使双方の間におきまして、円満に話し合いが進んでいくことを望んでいるのでございます。

○阿部竹松君 長いものですから、政務次官が福岡までお出かけになられて御苦労なされても、簡単に解決するとも考えられませんが、政務次官の御苦労を多とするものですが、私もよくわかりませんけれども、会社再建の条件を何度も出して、二回も三回も組合が突っぱられてのんでいるのです。がまんがまんを重ねて、よく暴動が起きぬものだと僕は不思議に思うくらい組合がまんがまんを重ねて譲歩してきて突っぱられた。電気もとまる、あらゆるものがとまるのですから、ポンプもとまって遠賀川の水が、お聞きになったかもしれませんが、二、三百町歩にわたる洪水というふうな状態なんです。ですから一体どこに原因があるかというのを、おそらく次官が現地においでになれば、つかんでこられたと思いますので、やはりそういう点候たちも大いに問題の解決に協力

いたしますが、しかし今申し上げましたが、組合が二回も三回も再建という条件をのんで譲歩に譲歩を重ねて、それでもなおかつ解決できぬ、こういう事態ですから、どうも不思議なんです。少なくとも大正の山は御承知のとおり、杵島とか、日辰高松、こういう山と一緒に大手十八社の中に入るくらい優秀な山なんです。あれよりもまだ悪い企業が堂々とやっているのですから、やってみないというはずはないのです。ですからそこあたりは確信をお示し願えればお答えをいたしたいと思ひます。

○政府委員(森清君) 非常に長い間の事件でございますが、原因はたくさんございまして、要約して言いますならば、私はお互いの不信感ではないかと思ひます。組合は会社側を信用しない、会社側は組合を信用しない、そういう不信感がわれわれの目から見てみましても、きわめてささいなこと、ほんとうにくだらないと思われる小さなことから、何となくお互いの感情がそこを来たしてある。そうしてなかなか話し合いの場を持たれないということではないかと思ひます。それだけお互いの間にわだかまったところの不信感を一掃することが大事だと、そのためにわれわれのような第三者が出ていくことが意味があるんじゃないかと、こう私は思っておるわけでありま

す。

○阿部竹松君 次官のおっしゃるとおり、不信感が両者間にあるかもしれないけれども、初めからお互いの条件を出して正面衝突をしておるわけじゃない。私はここでこれ以上お尋ねしませんけれども、くどいようですが、組

合のほうはこれでやりましょう、これでもやりましょう、こういうことで二回も三回も後退に後退を続けているわけですから、これでやれぬというのには、私はその点納得できないわけでは、ですからもういっぺんお尋ねしたいわけですから、もし御答弁ができればやむを得ませんが。

○政府委員(森清君) 一つ一つを例にあげますと、組合側が単なる譲歩に譲歩を重ねてきたというところは私は言ひすぎではないか。たとえば会社側にしてみれば、給料は全部今まで未払いの分を払おう、こういう約束をしておる。何か二回か三回に分けて最後に払う段階になったが、その二日前にストに入つて銀行にビラを張つてしまったというふうなこともある。ただただ組合側が一方的に譲歩したとは私は合意しておりません。いざしめても、今日の段階になりましたと、むしろ組合は話し合いの場をすみやかに持とうじゃないか、こう言っていることは事実でありまして、そのために相当のむづかしさるところをのんだという空気がござい

ます。それに対して会社側としてみれば、どうも組合に対する不信感が、たとえは保安要員を出すような問題にいたしましても、保安に万全を期したい意味で、会社側からは、ある程度の人選なんかを会社側にまかしてくれと言っているのが、実際まかしてくれにはそういうことはないので、会社側は全面的にまかしてくれないけれども、どうも承服できないのだというふうなことで、これなんかの例は明らかに両方の不信感がわだかまっています。ため

ないかと、こう考えられるのですが、いざしめても、長い間にわかれわかれのところのお互いの不信感というものを払拭することが、この際解決の一番先決問題じゃないかと、こう考えられているわけでありまして、お尋ねの問題の個々については、ちょっとこの場合まだ折衝途上でございますので、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○吉田法晴君 関連して。森政務次官はお互いの不信がもつた原因だ、こういうふうなお話ですが、それを全面的に否定するわけではございませんが、お話の中にありました未払い賃金は分割したものを払おうと言ったのに、もらわないでストになった、こういうお話。この辺御理解が少し進うのじゃないかと思ひます。というのは、今手元で記録がございせんから、日

には正確に覚えておりませんが、なほ半分は支払おう、あとの半分は操業に入つて支払おう。その操業に入りますのに、まず問題は保安要員の問題だったわけですが、保安要員を出しませんでした。保安要員を出したら保安要員に賃金を払ってくれるか。これは坑内を維持するために、飲業権者側から言えば坑内の施設を維持するために必要でしよう。それから労働者側から言えば、生命の危険のある坑内に入るわけはございせんから、二十何項目から指摘のあった保安を改善するために、それから自分たちの職場を守るために保安要員を入れた、こういう話であった。ところがその保安要員の賃金は払えない、保安要員は選別をして、会社の選別する人間でなければ払えない。こういう話が

あって、そうしてそういう話の中で、保安要員の賃金は払える、払えぬという話をしてる最中に、労働者の保安要員の賃金も十分払えない、あるいは問題を軌道に乗せなければという話し合いをしてる最中に、ないはずの金を会社の職員の手帳に会計係員が配つて回つた。こういうところに保安要員入坑という問題もくずれた。こう私は理解をしておるのです。その辺は大ざっぱに賃金は支払おう、未払い賃金を支払おう、こういう話であったのが、受け取らないでストをした、こういうお話です。たいへん恐縮でございますが、その辺御訂正いただきたいと思います。

○政府委員(森清君) 私実は書類を持ってきておりませんが、何月何日どうこうというところはちょっとお答えしかねるのでありますが、問題は今もお話しになりましたように、何と申しますか、会社側にしてみれば、一応給料の未払いは解決しようというふうにきまつたことは事実なんです、一ぺんは……。組合は当然それをおいて、約束の最後のものを払う寸前に、二日ほど前にストライキに入ってしまったこと、これもまた事実なんです。そこでしかし私は今田中社長に対して、ストライキに入らうが入るまいが、とにかく働いた金を払っていないのだから、これは万難を排して、相手が取らなかつたらポケットの中にねじ込んでいいから払うべきだ、そうしてこれに對して組合がどうした、こうしたというこ

うに主張しておりますけれども、ともかく会社側にしてみれば、払うつもりで苦しい中から金繰りをしてみなければならぬ、それも二日前にストライキに入ってしまった、しかも銀行にビケを張ってしまった、それじゃ払おうとしても払うことができないじゃないかと、言われることも事実なんです。要するに、そうしたことから、これは事実、それらのことについて組合側にも会い、社長にも会い、いろいろな関係者に会って詳細に調べてはきておりますけれども、とにかく第三者から見れば、非常にちよつとしたつまずきが次から次に大きな問題をほらんでいく。今や労使の間では全く話し合いの場を発見するのには困難なような状況になっておるようなわけであります。私はこの解決にあたって、あまり過去のことを、あのときどうした、こうしたというのをあまり重点を置かず、とにかく建設的に何となくしてこの際お互いに土俵の上にお互いが上がって、その土俵の上に立って、あの大正鉄業というものがいかに再建していったらいいか、いかにいっばな形にしていっていかうかというふうなことを労使の間で話し合うべきだということを盛んに勧めておるわけでございまして、率直に申し上げまして、これを要するに、今日むしろ組合側のほうが話し合いの場を強く望んでおる。がしかし、会社側のほうではいろいろと理由をこねてむしる話し合いの場を持つ前に、とるべきものはとってしまいたい。組合側を屈服させるものは屈服させてしまいたいという感じで臨んでおりますので、なかなか簡単に話し合いを持させることは困難ではないかと思ひます。

が、そういう事情がわかればわかるだけに、私は今後のわれわれの努力によって何とか解決の糸口が見出せるのじゃないか、こういうふうに通じておるわけでありまして。

○阿部竹松君 次官の話はわかりませんが、貸金を払うという二日前にストライキをやったからぬ。貸金を全部払うといったら、たれもストライキをやらぬでしょう。しかし百円だったから三十五円しか払いませんというから、全部よこせ、こういうことでストライキをやった。次官は今まで苦しい御生活をなさったことがないから、そういうことはわからぬかもしれないが、例えて、貸金をもう全部払いますといつて、二日前にストライキをやったのは日本国中どんな労働組合でもありません。ただ今までのしっぺ返しと伺いて、三分の一しかあげません、あと何カ月間待たせてくれ、こう言ったら、現在石炭はほとんど売れております、安くて。それなのに貸金のほうに払わなかったら、労働者は弱いものですか、組合活動の一環としてストライキをやったので、そういうことは理解してもらわなければならぬ。確かに組合会社、不信感があったから、それを次官のほうで、佐藤さんから、労働省の福永さんから、大蔵省の銀行局長から、大蔵大臣の水田さんからとめ男になって何とかならぬかと、努力しておるのです。ですから、組合、会社だけの問題でなくして、最終的には組合、会社の問題でしようが、この場合はやはり経営者の諸君といえども、組合の諸君といえども、言うことをきいてもらわなければならぬ。ところが全然やる気がない。そこに僕は問題があると

思うのです。ですから、そういうことについて、これ以上触れさせんし、せつかく手がけて、劈頭に話が戻りますけれども、通産大臣の官邸を借りれば、政務次官にあげて交渉のまともな方を頼んであるから君心配するなという話ですから、今後とも努力を重ねていただきたいと思ふのです。こでなんぼ法律を作っても、現場がごたごたしておつては何にもならぬわけでは。ですからそういう点ひとつ、特に大正の問題についてお願いしておきます。

○政府委員(今井博君) さようでございます。炭に関して運賃をそのまま適用せんで考慮してあげるというのが当時の運輸大臣の木暮さんの話でございまして、結論的にどういうことになっておりますか、石炭の運賃について。

○阿部竹松君 そうですね、一つ一つお尋ねいたしますが、昨年の国会において鉄道運賃が上がったときに、石炭

炭に關して運賃をそのまま適用せんで考慮してあげるというのが当時の運輸大臣の木暮さんの話でございまして、結論的にどういうことになっておりますか、石炭の運賃について。

○政府委員(今井博君) 昨年運賃の値上げがありまして、これの総額が約三十億程度の負担増ということになるわけでありまして。このうちで二重輸送、一べん揚げてからさらに販売業者が運ぶもの、あるいは国鉄自体が使うもの、そういうものを除きますと、約二十六億程度の負担増であります。これのうちの半額、約十三億を約三年間運賃の延納を認めてやろう、こういうことに、実はいたしております。その延納につきましては、国鉄として延納に一定の担保がないと非常に困るというところをございまして、これにつきましましては、大手業者その他の業者というものに分けまして、大手の關係は、これに對しましては相互の連帯保証でいわゆる人的担保措置を要する、それから大手業者以外の主として中小炭鉱でございまして、これの運賃の保証に關しましては、合理化事業団が國鉄に對してその保証をしてやるということで、三年間の運賃延納の問題が決定いたしました。これに關する先ほどの大手以外の運賃保証の問題につきましまして合理化事業団の業務にそれを追加したというところであります。

○政府委員(今井博君) もとの合理化法の改正の要点は、この前もこの委員会で概略説明いたしましたがお尋ねのようによ、一番大きな点は新たに六百二十万トンの非能率炭鉱の整備をやろう。それ以外に運賃の保証の問題であるとか、あるいは専用船舶に關する資金の貸付の問題であるとか、あるいは山の整備する場合の退職金並びに鉱害に關する金融の問題、そういった業務を合理化事業団に業務として追加しよう、こういう趣旨でございまして。

○阿部竹松君 そうしますと、一つ一つお尋ねいたしますが、昨年の国会において鉄道運賃が上がったときに、石炭

○政府委員(今井博君) この延納につきましましては利子を取りませんので、普通は延納いたしました、それだけ金利等を取る場合があります。この場合には金利を取らないというところにいたしておりますので、形としてはその間無利子の金融が行なわれているというふうになり、裏からいえばそういうことも言えるわけでありまして。実際はこれだけ十三億の運賃の延納措置を講じてやろうというところは、これはやはり相当大きな特典だろうと思ひます。最初運賃の金額割引というふうな要望が非常に強かつた、その要望から見ますと、御指摘のとおりまだ非常に弱いものというところは言えると思ひます。

○阿部竹松君 そうしますと、結局その十三億の、半額分を三年間ずつずつとずらすというわけですから、それに対する金利分だけ、九州から北海道までの炭鉱会社がお世話になるというのですか、たいしたことではない。そうすると、三年前に千二百円トンのコストを下げなければならぬというところを皆さんがおきめになったときに、まさか鉄道運賃が上がるといふことは予定せぬでおきめになったと思うのです。千二百円コストを下げるのだというところをおきめになったときに、運賃がトントン当たり六十円も七十円も上

○阿部竹松君 そうすると、結局運輸當局と話をしなければならぬことになるので、これ以上石炭局長にお尋ねしてもどうにもならないと思ひますが、あまりたいしたとき目がないというところは言えるわけですね。

○政府委員(今井博君) 三

がるといふことは予想しなかったと思うのです。しかし現実の問題として、その当時から、物価の問題はお尋ねいたしません、運賃がトン当たり六十円も七十円も上がったということになると、千二百円のベースは狂ってくるのじゃないか、これに対する当局の措置はどうですか。

○政府委員(今井博君) 御指摘の千二百円引きの計画をいたしましたときには、運賃はもろん上がらないという前提で計算いたしております。したがって揚げ地におきまして千二百円を単価を下げるという問題については、この運賃の値上がりというところが確かに一つの大きな支障になっておったことは事実でございます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたしますが、その運賃でも、私鉄から国鉄と輸送してある——大手もありまして、中小もあるわけですが、山によって私鉄から国鉄、こう通算して運賃を計算するところもある。山によって私鉄は私鉄で切って、それから今度は国鉄として運賃計算する山もありますね。これはどうしてこういう差があるのですか。

○政府委員(今井博君) 確かに私鉄から国鉄に移る、あるいは国鉄から私鉄へつながら、こういういわゆる連絡運輸の問題がございまして、これの延納をどうするかという点につきまして、事務的に国鉄のほうのいわゆる経理措置につきまして、実際上の処理として非常にむずかしい問題がございまして、たけれども、この連絡運輸の問題は非常に話合ひがつかずまして、三月一

は私鉄、国鉄を通じて実施いたしております、こういう状況でございます。

○阿部竹松君 私の質問が悪いのか、あるいは今井さんの答弁を僕が理解できないのかわかりませんが、延納措置でなくして、私鉄四十キロなら四十キロある——通算制の問題です。四十キロなら四十キロあって、国鉄に今度渡すわけですね。その場合、今度国鉄に

あるいは四十キロ全然切り捨てて、そうして初めてつらつり一キロという二つがあるわけですね、二つが。どちらか一本にあればいいわけ、国鉄は公共企業体ですから——私的企業であれば、ある会社には安くまけてやる、ある会社には——商取引ですから、資本主義経済ですから、ある会社には高く売るといふことはありましようけれど、公共企業体の国鉄が一方には通算制をやっておる、一方には通算制ではないといふことを国鉄でやっておるのです。ですから、これも国鉄当局とやらなければならぬわけですが、しかし総体的に石炭のとかくコストを下げるという時代ですから、そうすると、そういう不合理を一つ一つにか

く解決しなければならぬと思うのです、当局の御見解をお尋ねしているのです。

○政府委員(今井博君) 今のお尋ねの問題は、通算制と併算制の問題であらうと思います。この問題は特に北海道を中心として、実際の運賃がだいぶ違つておるといふことは事実でございます。この問題は、昨年運賃の延納の閣議決定を二回やりましたが、その二回目のときに、この通算制も、なるべ

く早く現在の併算制になつていよう措置するのだといふことを実は閣議で決定をさせていただきまして、この線に沿つて今までもまだ交渉を続けておるわけでございますが、実際問題として

国鉄としまして、その措置によつて四億ないし五億程度の減収になるという一つの大きな問題があります。それから一つは、実際に私鉄のほうにはまあ距離の計算その他非常にいろいろございまして、自分らが損になるやつをできるだけ国鉄にかぶせようというふうな会社もあるようでございます。

で、この間私鉄と国鉄の間に通算制をした場合のいわゆる負担の関係を契約できなかったのか、こういう問題がございまして、この契約が私鉄と国鉄の間に必ずしも順調に進んでいないといふふうなことで、実は実施が延び

延びになつておるわけでありまして、それでわれわれとしましては、まず先ほど申しました連絡運輸の延納措置、これも実は非常に事務的に複雑をきわめておつたのですが、とにかくこれを第一段階に片づけようといふことで片づけて、第二段階に通算制の問題と今取組んでおるわけでありまして、先ほど申しました私鉄のほうもだいぶ今これに協力するといふ態度に変わつて

きましたので、問題は残る国鉄の四億ないし五億に上る減収を、やはり国鉄としてもこの問題を踏み切つてやらなければいかぬといふことでございます。なお、若干の日はは要するかと思つておる線でございますので、この点はやはり現在運輸省と今話し合ひ中でございますが、一日も早くこの問題を

実施に移すようにひとつ努力を続けたと思つております。

○阿部竹松君 国鉄が減収になるからというお答弁ですが、減収にならうが赤字にならうが、一つの線はこれは通算制で計算する、一つの線は併算制で、全然違うというふうなことは、僕は国鉄の公共企業体のあり方からしてこれは問題であり、そういうことは僕ら了承できないわけですね。ですから、東急とかあるいは西武とかという私鉄企業と、私企業の会社が一方とこちら側と違つておる。少なくとも公共企業体の国鉄がそういうことをやるのは、赤字であらうが黒字であらうが、同じ方法でやはり運賃計算をやらなければならぬと思うのです。しかもなおお尋ね

してみれば、閣議決定をしておる。その閣議にはおそろく運輸大臣も出ておるはずなんです。閣議決定をきかないという国鉄当局の気持はわかりませんが、閣議というものはいかなるものか、閣議とは今閣議に示されておるものですが、特に今の閣議は閣議が実力者内閣と、こゝにいられておるのです。

これは政務次官にお尋ねいたしますが、閣議決定を国鉄とあるいは全通、電通、全専売、こういうような公共企業体がいふことをきかなくてもいいものかどうか。閣議というもののあり方について、政務次官どういふお見解でしょうか。

○政府委員(森清君) それは当然仰せのように関議決定の線はあらゆる立場においてこれは重視すべきが当然であらうと私は考えます。ただし、いわゆる実施の仕方につきましてこまかくいろいろ閣議決定はしていない場合に

は、それぞれの立場において考え方が違つておるけれども、ともかく今度のこの場合につきましては、閣議決定はしさいにわたつて実施のあり方については規定はしてありません。

○阿部竹松君 大臣お見えになつたようですから、今の閣議の決定を国鉄当局がうんと言わぬ、そういうことで政務次官にその閣議の決定のいうことをきかぬ理由を、僕たち野党で閣議なんというものを知らぬもので、ただ閣議とはどういうことで内閣法で、法律では知つておりますけれども、少なくとも池田さん、佐藤さん、河野さん、藤山さんというもう総理大臣級の人がお集まりになる閣議を国鉄がきかぬといふことは承服できない、僕は今こ

ういう主張をしておるわけですね。今きめた閣議決定をよすから実施せよといふのは無理で、あるいは一月月後に実施せよといふのも無理な場合もあるで、しやうけれども、半年も一年も、閣議決定を了解して実行しないという国鉄当局はけしからぬではないかという話を僕はしているのです。

○国務大臣(佐藤榮作君) その非難は受けなければならぬと思つております。これは御承知のように、昨年の六月でしたか、閣議決定したものの、その実施がこ

としになりまして完全実施まだされてない、そういう状況でございますので、これは阿部さんの非難はごくもつともと思つてます。私も、ただいま、ただいまと申すだけではおつておるわけでは実はございせん。国鉄に關するものは延納措置はもうすでに行なわれて、ただ問題は、杜線が入りま

○阿部竹松君 実は前回慶芳の代表が
たくさん東京へおいでになって、通産
大臣あるいは池田総理等にお世話に
なったわけですが、結論として調査団
を設けて、その調査団の結論が出るま
で、とにかく人員解雇をやらないん
だ、こういうことがいろいろ四点か五
点きまったわけですが、調査団のメン
バーですね、あれは新聞に出ておった

わけですが、決定いたしましたか。
○国務大臣（佐藤肇作君） ただいま渾
考中でございます。まだ最終決定では
ございません。
○阿部竹松君 そうすると、新聞に出
ておったのは全く根もないデマにすぎ
ない、こういうことです。通産大臣
あたりわからないと答弁しても、事務
当局あたりささやかに漏らしておつた
りすることはないんでしょね。

○国務大臣(佐藤肇作君) たいまいさん
選中という、最終決定でないということ
とでございますが、新聞に出たのが全
然デマだとは申しません。この中から
入る人もあるし、入らない人もある、
こういうことでございます。だから全
然というわけでもございませんが、事
柄が事柄でございますから、私が決裁
すれば、決定ということでございます
が、まだそういう段階でない、かよう

に御了承を願います。

○阿部竹松君　たまたま新聞に出ておった人が全員大臣任命ということになると、ずいぶん皮肉なことになるかとももしれませんが、あれば、結論的にあつて発言するのですが、結局組合を代表して発言するような意見、あるいは石炭業経営者を代表して発言するような意見、こういう意見を持った人は入らぬ、こういうことになりますか。

70

○国務大臣(佐藤榮作君) この閣議決定をいたします際に、今御指摘になりますように、利害関係者は入れない、通産、大蔵、労働、三省の事務当局、それから中立の委員、こういうことを考えております。

○阿部竹松君 中立というのが、大臣のお考えの中立と、私どもの考えておる中立と、だいぶ違ってくるのです。そこでその調査団が調査される場合、通産当局としてこういう点を調査してくれということ、調査を依頼するものか。それとも調査団独自の見解で調査をなさるものか。それとも九州で問題が起きた、したがって問題が起きた個々の問題について、調査団が機動的に調査をして結論を出すものか。あるいは日本の国の総合エネルギーはどれだけ要って、その中で石炭がどれくらい必要なの、こういうことから出発して、能率は幾らで、稼働人員は幾らで、どこどここの山が残って、どここの山はつぶす、こういう結論が幾つか考えられますが、どういう方向で、大臣はまだおきめになっておるかどうかわからないが、答弁ができればお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはなげ、ここに入るかどうかというような問題が一つあるわけでございます。けれども、これを立案いたしました際は、関係の方々の御意向も聞いて、炭田別ということを実は申しておるものであります。いわゆる具体的な個々のものは入らない、具体的な問題だけを取り上げるのではない、こういうことが基本的な了解事項のように実はなっております。

ただ問題は、それでは今阿部さんが

言われるように、通産省が何か注文をつけるのかということですが、いわゆる関係省が集まりますし、また中立委員が集まりますので、そこで自分たちがどういふものを調査しようということとをきめたいと思ひます。もちろん中立委員からでもやはり燃料問題にひととおりの知識を持っておられる方が出てみえると思ひますので、そういう方自身もこういうものを調べたいというお気持ちがあらうと思ひますが、それぞれ役所は役所で、こういうものを調べたい、そういう気持は出るだろうと思ひます。しかしいよいよ大臣が指示する、こういうものではございませんので、どこまでも調査団の独自の立場で調査を進めていくというふうなことになるわけでありまして、これの注文といひまして、今まで伺っておりましたのは、炭田別と言っておられる、炭田をいふゆる主要炭田というふうなことで、落ちる炭田がでると困る。だからまんべんなく炭田を調査してほしい、こういう注文をひとつ受けております。ただ、この調査団の方々も非常に多忙の方ですから、同一人が全部を回るといふことは、あるいは困難ではないかと思ひます。だからできるだけ要望に沿ってこの調査を進めていく、雇用の問題について、これは調査することでございますから、炭田別、炭田を落とさないようにこれはひとつ工夫するつもりでございます。

それから阿部さんの御指摘のありました点は、調査終了ということとでなしにその時期の問題がひとつあるわけですが、政府が方針を決定したときと、こういうことに実はなると思ひます。あるいはこれが方針決定という時期

じやなくして具体的な措置がとられた、あるいは実効のある措置がとられたときと、こういうような御議論もあつたわけでございますが、私どももこのによつては閣議決定の後においてあるいは立法措置あるいは予算措置等を必要とする場合もあるだろう、とにかく政府が意思決定をしたらその時期、それが労使休戦の終期だと、こう考えおるということ、ただいま申し上げるようにこの点も明確になつたようでありまして、いわゆる報告されたというそのときではなく、また実効のある措置がとられたときということじやなく、政府が方針を決定したときというところでございまして。

○阿部竹松君 その点はわかりました。政府は注文をつけない、調査団が独自の立場でおやりになるということとなんていふのが、そこで通産大臣、碎けた話ですが、結局その調査団が出す結論もやはり政府のエネルギー政策によつて相当左右されると思ひわけです。政府の政策によつてですね。政府の政策が、もうボーラー規制法も三十八年の十月でなくしてしまふ、もうあらゆる専断ボーラーも認める、電気の場合ですね、そういう方針に切りかわつた場合には、こここの山とこここの山はだめなんだ、しかしそういう方針でなければ、ここここここは何とかいけるではないかというふうな幾つかの方針があると思ひわけです。ですからそこあたりが調査団が結論を出す前に、政府の政策というものがこの結論に反映するということに私は考えるのですが、全然政府のエネルギー政策の考慮に入れないということであつては、これはまたならないと思ひわけです。

すが、そういう点はいかがでしようか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いわゆる政府の基本方針、その基本方針を遂行する、あるいはまた政府が考えておる条件を遂行する、こういうことであれば、必ずしも調査団は必要としない、ただ政府の基本方針なりあるいはその遂行条件など、いろいろのものがございしますが、そういうものを現地にのべていろいろ調べました際に、それが適正なりやいなや、また別に名案があるかどうか、そういうふうなことを見にくるのじやないかと思ひます。ただ、もちろん無責任に現在の合理化計画を立てておるわけでもございせんし、十分自信を持った合理化計画を持つております。しかし、その合理化計画を行なう場合のいろいろの条件がございしますが、それらの条件がはたして満たされておるかどうか、そういう点は確かに調査の対象になるだろうと思ひます。だから政府の基本方針が、これの調査団によつて重大な変更を受けるとは実は私は考えておりませんけれども、それかといつて、政府の基本方針どおり、あるいはまた政府が基本方針遂行にあつて考えておるその条件そのまゝを、この調査団が必ず守るやうに報告するものだと実は期待をいたしておりません。それはそういう意味の実施にあつて、円滑な遂行の可能なというものを、調査とすれば一番の目標にするものじやないかと、私かようにならざるを得ないと思ひます。

○阿部竹松君 なるほど調査団の結論を、政府が基本方針を曲げてまでいうことを聞かぬというお話ですが、しかしあの条文に、調査団の意見は尊重す

るということはありませんね。そこで問題になるのは政府の基本方針ですが、しかしその政府の基本方針にも幾つかあるかと思ひますので、これからお尋ねいたしますけれども、この合理化法というのだけじやなくても石炭鉱業など合理化できるものじやないもので、一番問題になるのは、通産大臣、やっぱり鉱区の整理統合だと思ひます。私どもはソ連とか中共のようによつてくれということを申し上げません。何ほそういうことを申し上げたところで、保守党内閣であり、政策がやはり資本主義社会を標榜した内閣でやっておられるのですから……。しかし資本主義諸国といへども、これは通産大臣よく御承知のとおり、オランダでもベルギーでもフランスでも、鉱区の整理統合ということをやつておるわけですよ。そうしますと、日本でも鉱区をたくさん持つておるわけですね。明治、大正、昭和の三代にかけて十萬円で買ったとか、十五萬円で買ったとかいふ鉱区がたさんある。これは三井だ、これは三菱、これは住友、古河だといふので、鉱区もいっぱいごちゃごちゃになつておるわけですよ。そこで三萬トン、五萬トンの山を何々鉱業所というところで作つて石炭を出しているなんて、昔はよかつたかも知れませんが、今日はそのうちいふことではとて石油と太刀打ちできませんし、諸外国ともなかなか太刀打ちできないわけですよ。ですから鉱区の整理統合がその最大眼目だと思ひわけです。これはお前の鉱区だ、これはお前の鉱区だ、こういうふうなことでどういふならぬのであつて、これは別に私は全部取り上げる、こういうこととは言いませんよ。取り上げるとい

いせんけれども、全部鉱区を供出して、株主にでもなつてもらつて、そういうところで新鉱区開発をやるとか、あるいはこちらほうの山だからといって、とんでもない坑道を掘って運搬に時間をかけるとか、そういうようなばかげたことをなくして、もうなれば、石炭産業というものはなかなか今後……、合理化、合理化といつてはよくその金を金出して買つたてだめだと思ふのですが、一ぱい、二ぱいの輸送船を作つて事足りるというようなことにはならぬと思ふのですかね。こういう点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤作君) 今の鉱区の整理統合、あるいは炭種の整理とか、いろいろ問題があるわけですね。で、今回の調査団がそういうふうに見て、今通産省でも鉱区の統合整理の方法があるかどうか、どういうようにしたらこれが実現できるか、異存のないことではございますが、現行の法制上ではできないことがありまして、それを検討していくというのが今日の実情でございます。これはこの前もこの委員会でも一度発言したと思ひますが、この鉱区の整理統合という問題は、必ずしも政府と経営者ばかりの問題では実はないのでございます。同時に組合の諸君の積極的協力も得ないでできるものではございません。一つの例で申せば、かつて問題であつたものが今ちょっと下火になつてゐる。消えかかつておりますから、その例を出しても差しつかえないと思ひますが、いわゆる国鉄が経営している志免鉱業所という問題、これなどは国鉄自身に経営の意思もない。だからこれは整理

統合するのには一番いいものであつたと思ひます。ところが当時の関係者のほうからいふと、整理統合はけっこうだけれども、国鉄自身が整理統合しろ、こういう話で、これは無理な注文がついて、結局整理統合をやらけたけれどもできなかったというところでありました。だから関係者——政府、経営者、組合側三位一体にならないとなかなかできないと思ふのです。ただ問題は比較的容易ではないだらうかと思ひます。これは、休眠鉱区と言われている今稼働しておらない鉱区、そういうものは取り上げることが可能じゃないか、とにかくむずかしいことを考えると、なるほどむずかしいが、一つでも二つでもそういう方向に進むことができれば、これは非常な前進だ、かように思ひます。ちょうど幸いに今そういう御意見御披露でございますが、私もこの位置、未開発鉱区、あるいは休眠鉱区というふうな部類をいかに整理統合していくか、ここに一つの問題があるんじゃないか、実はかように考へます。

第九部 商工委員会會議録第二十二号 昭和三十七年四月十七日 【参議院】

○吉田法晴君 ちょっと委員長関連して。石炭政策の問題に関連をして、鉱区の整理統合問題が出ましたが、私はこの前も申し上げたのですけれども、雇用を中心にして国がある程度の責任を負うというのが今度の閣議決定の、これはまた責任というところでございませぬというが、これは経営者も社会も無制限に、あるいは無計画的に整理統合をすべきではない、こういうことで雇用、生活を守るために閣議決定がなされたのですから、そういう意味においては、ある程度の責任をお持ちにならう。出たものについては職業訓練

なり、あるいは転換先についても責任を負う、こういうことを機関を通じてであります。こういうことで私はある程度石炭政策というものが雇用を中心にして大きく変化しようとしていることは間違いない。それからその中で、その程度はとにかくとして、そういう意味においては私は自由主義、それぞれの会社の計算と利害だけで無計画的に首切りができないという意味においては、やはり社会化の方向に向かつていふと思ふのですが、なお、鉱区の問題については、スクラップ・アンド・ビルドということで、非効率炭鉱は買い上げて、あるいは保安の悪い炭鉱はつぶしていく、そういうことになつております。で、合理化政策それ自身が再検討をされて、雇用の面においても責任を持つていくが、五千五百万トン以上の需要の点についても政府が責任を——これはまた責任という、どうも通産大臣はきらいのようですけれども、その需要の確保の点については行政指導の面なり、あるいは私はそれはそれを制度の上で確立をしなければならぬと思ふのですけれども、五千五百万トンこそす必要な確保のためにも、政策的にといひますか、政治的に責任を持たなければならぬ、これが総合エネルギー政策の中心であらうと思ふのです。そうすると、鉱区の問題についても問題だとおっしゃるなら、買い上げた、あるいは保安でやめさせた炭鉱の鉱業権を消滅させてしまつて再びそれは復活させないのだという制度は、今までの合理化、あるいは今度改正をされておりますけれども、合理化法の中にある鉱業権の消滅問題というのは、これはや

はり問題がありはしないだらうかと私は思ふのです。その弊害についてはあとでお尋ねをいたします。あるいは鉱害の問題についても、あるいはそこに残る人の問題についても、大きな問題が残つて参ります。今までもそれはいろいろ問題がございましたけれども、今までもより以上に私は問題が複雑化し、深刻化すると思ふのです。その点はあとでお尋ねをしたいと思ふのですけれども、今問題になつた鉱区の整理統合という点が問題とすると、今までの合理化政策の中で買い上げた鉱業権についてはもう復活する機会がないのだ、こういうやり方は、これは再検討されるべきではなからうかと思ふのです。いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤作君) その買ひ取つて、そして廃止した鉱業権と新しい鉱区を、鉱業権を設定することとを臨時措置法でとめてゐる、こういうことなんですね。それが整理統合といふか、あるいは積極性を持たないことになつてはどうか、こういうお話をさせていただきますね。今の佐藤君は、お尋ねの趣旨はそういうことじゃないかと思ひますが、もちろん見込みがあるものを未来永劫にというわけにはいかないと思ひます。だから今日の状況において一応とめますが、これはあくまでも臨時措置法によつてとめるというところでございまして、さらにその情勢がかわれば、また別な権利設定の基礎となる立法がないと、その法律がないと権利設定はできないということになると思ひます。それは今の言われるような経済的効用があるかないか、またそ

○吉田法晴君 話が具体的になるので少しわかりにくいと思ふのですけれども、先ほど志免の例をあげられました。そうすると、これは設例になりましたけれども、隣の炭鉱を買い上げた、そうして鉱業権を消滅させた、復活はすることがないというのが今の建前、ところが総合調整ということになる、あるいはその志免の側から掘らうとすれば百万トンの石炭が残つてゐるところがある、いわゆる百万トンはとにかく消化させるのだと言われれば別問題、しかし隣の鉱業権、あるいは雇用を中心にして買い上げるということになつて、それが消滅して復活することはないのだという建前になつておると、あとでとにかくその部分についての総合調整というものは不可能であります。別な法律があつて、それを復活させるような法律を作らない、作るとおっしゃるなら別問題だけれども、そこで石炭政策といひますか、その合理化政策が再検討され、あるいは雇用の問題について、あるいはあとでお尋ねをいたしますけれども、鉱害の問題とか、あるいは住民の福祉とか、そういう問題についても、あるいは必要の点についても政府が責任を持つというなら、これはまあその程度の問題はこれは議論をいたしませんけれども、そうすると、鉱区の問題についても、これは国が買い上げて鉱区を持ち、鉱業権はこれは私企業のために、もうけるためにだけ役立つのはもう問題だという段階に達しておるという議論がある。これは、だから国が全部の責任を

持って総合開発計画を立てて、炭田別に考えていくというならそれでもわかつて、炭田別に調査をされる、そうすると、その中で、これは政策が人件費の問題もありましようが、総合調整というものが出てこぬとも限りません。その場合に、それじゃともかく買い上げで、閉山をした山の鉱区については、その可能性が今の法律ではないということになれば、それはあとで出るかもしれない。あるいはそういう議論なりあるいはそういう法律が必要だという議論が出てくるかも知れぬけれども、今総合調整の必要があると認められるなら、国が責任を持つならにかくだけれども、消滅させるという点はどうだろうか、その点は再検討する必要があるのじゃないかと、こういうことですが、どうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) だから言われるように、ある程度見込のあるものというものはなるべく私どももつづすという考え方にはならないで、そういう方向で特別に工夫してそのまま残しておきたいと思ひます。問題はそういう技術的な知識とか、科学的な知識とかいうか、それが十分当を得るかどうかという事です。正確に現状を把握しておればいいですけれども、ただ将来こういう必要が起るかも知れない、今炭がないといっているけれども、そのうち出るかも知れない、こういうような、ただ想定というだけなら、私どもは今のようにつづしていくのが筋だろうと思ひます。だからつづすということについて、これが大事な国家資源を凍結してしまふというふうな結果になったとすれば、そのときにあらためて事態を再検討するということが

が望ましいのじゃないか。現状をもつていたしますと、せっかくのものをつぶした、なお鉱業権は残る、しかもそれが転々とする。こういうことでは一体国は何をしているかということになるのじゃないかと思ひます。最近の国際的なあり方等から見ても、アメリカなどのように非常に進んだ採掘をしていくところでも、中小炭鉱、非能率の山、これをひとつ思ひ切つて買いつぶすという政策をとっているようにございします。私は、日本の場合において、現状を打開し、そうして合理的、経済性のある石炭たらしめるといふのは、もう少し石炭業界を見やさい、要するに必要なんじゃないか、かように思ひます。したがいまし

て、今吉田さんが御指摘になるような、せっかく地下資源を凍結してしまふことは残念じゃないか、こういう事態が起れば、当然そのときに考えるべきじゃないか、かように思ひます。

○阿部竹松君 見やすい炭鉱と大臣はおっしゃつても、大臣は現地で御苦労を願つて見てこられたので、くどくど申し上げませんけれども、だんだん見にくくなつていくのが現状ですね。筑豊へ行つても、大企業がなくなつて全部第二会社にしてあるんですね。もう三菱の飯塚、住友の忠限と、しかも、また数カ月前にも今度三菱飯塚で上山田を第二会社にしてやれとおっしゃる、一方炭鉱では人が足らんで人を募集しているんです、炭鉱にかせぎにこぬかといつて。一方では山がつぶれて第二会社ができていく。筑豊なんかへ行つたらたいへんな問題ですよ。どういふふうにして見やすい石炭業界にするかと反論したいんですけれ

ども、しかし、それはそれとして、この法律によつて買上炭鉱をふやすんですね。幾つもの山が買上げられて、どのくらいの従業員がやめるといふことになりまうか。

○政府委員(今井博君) 山の数につきましては、これはちょっとどの程度だといふことは、はっきり申し上げられませんが、六百二十万トンというものを買上げた場合に、大体千トンで七人という今までの比率が出ておりますが、非能率炭鉱でございしますので、その辺が若干割り引きをして考えなければいけませんので、全体の六百二十万トンに対する、われわれは今まで七掛としておりましたが、六掛くらいでいいんじゃないか、そういったら、約全体で三万五千人程度の従業員が減るのじゃないか、こういうふうな概算が出て参ります。山の数については、非常に大小さまざまございしますので、ちょっと正確なことは今現在わかりませんが、十分資料等を検討して、もう少し精細にその点はつめたいと思つております。

○阿部竹松君 今までやつた分を除いて、この改正によつて三万五千人首を切られる、こういうことですか。

○政府委員(今井博君) その程度の労働者の減少があるだろう、こういうふうに予想しております。

○阿部竹松君 労働政務次官、お尋ねしたいへん恐縮ですが、あとで詳細の点は社労委員会におじゃましてお尋ねするとして、今、通産当局から三万五千人の炭鉱労働者が整理されるというふうな御答弁があつたわけですが、これ、結局あなたのほうのお世話になるといふふうに考えるわけですか。

が、この処置は労働省としてはどうなさるのですか。労働省は知りませんと、こういうことですか。

○政府委員(加藤武徳君) ただいま通産省から答弁のございました程度の労働者の減少が見込まれる、かように判断をいたしたのであります。三万五千人の減少いたします労働者がいかにうな道を進むかにつきましては、大体の数を把握いたしておるのであります。そのうち労働省で担当して処置をすべき方々につきましては、その数に対応いたします準備をいたしておるわけでございます。

○阿部竹松君 その準備の中身を一つ一つお尋ねしなければなりません。そこで通産省に逆戻りしてお尋ねいたしますが、三万五千名ということになると、家族を含めて少なくとも十二万三万ということになります。小さくいえば、その辺の雑貨を売る商店から、あらゆる炭鉱を中心として生活しておつたそれぞれの産業の皆さん方が、これは炭鉱労働者と同じように、時期は若干ずれるかもしれませんが、山田市というよりは三万切りました、九州の上山田市などは三万切りました、上山田市というよりは三万切りましたので、炭鉱が次から次へと休廃山になるので、町を通り抜けて村にしなければならぬという事態なんです。これは現実の姿なんです。ですから三万五千切られるのはけつこうでしよう、政府の方針で。しかし三万五千人の完全な受け入れ態勢を作ってもらわなければならぬ。ですから具体的内容をお聞きしたいのと、もう一つ、どれほどの山かというところは明確な御答弁なかつた

のですが、長崎で幾ら、佐賀幾ら、福岡幾ら、山口幾らあるいは福島幾ら、北海道幾らというようにお示し願ひたい。少なくとも何も資料がなくて単に三万五千人首切ると、山の数知りません、そういうべらぼうな話はありませんよ。どのくらいの山が該当して、どのくらいの山が整理されるかということをお示し願ひたい。若の山はガンになつていく、ガンになつていくと診断されると困るから、そんなあいまいなことでは炭鉱業界だめなんだ。君のほうはだめですよ、職業しなさいということがかえつて親切で、何とかなるだろうという淡い希望を持って市なり、町なり、村なり、そういうところで皆さんやっているのですから、これは単に炭鉱が困るとか、労働者が困るわけではない、地方自治体も實際迷惑をこうむる。そのものずばりで、ここのだけでもけつこうですから、あいまいもこでなく、はっきりとお示し願ひたいわけですか。

○政府委員(今井博君) 今までの実績と、それから三十七年度はどういう見通しでおるかということ、現在ある資料でできるだけ詳細にお答えいたしたいと思ひます。

三十年から三十五年度の実績では、全体の人員は約三万人、正確に申すと二万九千六百八十八人という数字が出ております。それに三十六年度の現在の実績は、それに加えて八千四百六十九人、したがいまして、これを合計いたしますと、人員は約三万七千人、こういう数字が出ております。

それから山の数は、今までの実績が、全部合わせまして二百五十五とい

う数字になっております。これに對して三十七年度はどういう見通しでおるかという点でございますが、これは買上げの現在残っております六十七万トンの問題で、新しい今回の六百二十万トンのうちで、三十七年度は百二十万トン整理をいたす計画になっておりまして、その合計を申し上げたいと思ひますが、山の数につきまはちよつと精細な何がどうにもはつきりいたしませんので、買上げの数字は、現在三十七年度の予定としましては十八萬千七百九十人という数字を大體予定いたしております。したがって、これはいゝゆる買上げの残りの六十七万トンの数字でございます。これに對して、新しい、ニール・スクラップ方式で買上げする百二十万トンにつきましては、人員は約六千人、こういうふうな予定いたしましたしております。これを合計いたしますと、約一十七万七千九百九十人という数字が出て参るわけでありまして、したがって、三十七年度は、山の数は先ほど申しましたように幾らということとははつきりいたしません、生産量にいたしまして六十七万七千九百九十人、十七万、人間の数は一十七万七千九百九十人、こういう見通しで現在やっておりますわけでございます。

○吉田法晴君 ちよつと補足を願ひたいのですが、先ほどは炭田別に云々というお話でしたけれども、炭田別の数はどうなんでしょうか。

○政府委員(今井博君) 炭田別に、これは今までの実績でございますか、三十七年度のほうでございますか。

○吉田法晴君 実績別、それから三十七年度分について、もしあればあるならば聞いておきたい。

○政府委員(今井博君) それでは今までの実績を炭田別に申し上げますと、北海道が三十六年現在までで炭鉱数は三十一、それから人員のほうは約千四百八十人、数、計算がちよつとややこしいので約千四百と考へていた。それから東部炭田は、今までの実績の炭鉱数は六十六でございす。それからそれに対する人員減は約六千人。それから西部、いわゆる宇部地区は、炭鉱数は三十四、人員は約四千八百人。それから九州の中で、九州は全体といたしましては、炭鉱数は百二十四、人間の数は約二万五千人。この中で、九州の中で福岡県がどのくらいかということをおし上げますと、福岡県は炭鉱数は九十八、人員は約二万。こういう内訳になっております。三十七年度はどのくらいかという点は炭鉱数ははつきりいたしません。これは買上げ予定の炭鉱数ははつきりいたします。これを申し上げますと、北海道は一つでございます。それから東部地区が五、それから西部地区が二、それから九州が十、こういう数になってございます。これに對して人員のほうは、三十七年度の買上げと新しい方式とを合計いたしました。北海道が三千百一十一、それから東部が七百八十七、西部が五百四十五、それから九州が六千二百七十六、そういう数字になっております。

○吉田法晴君 そうしますと今の合計が六千幾らという、九州が六千二百七十六という今お話でしたけれども、さっきのお話だと百二十万トンのうち

炭鉱数はわからぬけれども、六千人云々という話で、今のあれは六千七といひますね、数字、ちよつと合ひませんか。

○政府委員(今井博君) どこが合ひませんか。

○吉田法晴君 さっきのお話は六十七万トンで十八萬、四千七百九十、それから三十七年度が百二十万トン、炭鉱数はわからぬ、人員は六千、合計して一十七万七千九百九十。そうすると今あげられた数字は、炭鉱数は十八、それから人員数は九州が六千二百七十六というのですから一万七千七百九十。

○政府委員(今井博君) 今の、三十七年度の全部を合計いたしますと一万七千七百九十という数字になります。

その内訳は、買上げ予定の炭鉱の關係が四千七百九十、それから新しい整理方式が六千、合計いたしまして一十七万七千九百九十、こういう数字になっております。

○吉田法晴君 そうしますと旧方式の残りの分と新方式の炭鉱数はわからぬが、合せて一万七千七百九十、炭鉱数だけ、今の十八はわかっている数字ですか。人間だけこれを含んで、新しい方式の炭鉱数だけはわからぬと、こういうことですか。

○政府委員(今井博君) そうでございます。

○吉田法晴君 その他のやつは、炭鉱数とそれから人員両方言われまして、けれども、炭鉱数はさっきの十八と同じ。そうすると、新方式による買上げ数はわからぬが、人員だけはわかっているのです。新方式による買上げ炭鉱数がわからぬが、人員を今の中に入っておりますということなるわけ

けれども、ちよつとそこを説明して下さい。

○政府委員(今井博君) 新しい百二十万トンにつきましては、実は炭鉱の数もちよつと正確にわかりませんし、それから、したがって人員も正確にわからぬわけでございますが、今までの実績から推しまして、大體このくらい生産数並の山に對しては、おおよそ何人くらいの労働者があるというふうな数字から、百二十万トンに對しましては約六千人程度が大體従来の実績からすると出てくるということではじいたわけでございます。山別に一々あつたわけではございません。したがって人間の数は、ごく概数を推定したという数字でございます。

○吉田法晴君 今お尋ねしているのは、数字のことではないへん、恐縮なんです、最後にあげられた数字は、新方式を含んで六千二百七十六、こういう予定なんですか。そうすると、さっきの旧方式で十八萬、人員が四千七百九十、炭鉱数はわからぬ、人員は六千、合計一万七千七百九十、こう説明されると、あとの分は新方式も含んで、これは人員です。炭鉱数は十八といふことですから、その炭鉱数は、十八といふことで旧方式の数、それから人員は四千七百九十、そうしてあとから言われたのは、炭鉱数はわからぬ、そうすると、わからぬ炭鉱数に見合う人員は、このほかにあるということですか。そうでないようですが。

○政府委員(今井博君) ちよつと炭鉱数は、実は買上げ予定の十八萬といふのははつきりいたしておりますが、新しい方式のものについては、炭鉱数はわかりません。しかし、人員のほう

は、百二十万トンを買上げる、整理をいたします予定でございますので、従来の実績からしては約六千人程度が予想されるということ、これはほんの概数を一応見込みをつけておるわけでありまして、したがって、その六千人と、先ほど申し上げました十八萬の炭鉱の四千七百九十というものを合計いたしまして三十七年度は一十七万七千九百九十という数字が出て参るということでございます。

○吉田法晴君 そうしますと、この炭鉱数のわからぬ新方式云々は、申請中のものですか。

○政府委員(今井博君) これは、申請とか申請でないとかということではなくて、いゝゆる申請はむしろこれから出てくるわけでございます。百二十万トンの生産数並の山をつぶした場合、従来の、過去の今までの実績から推して、おおよそ六千人程度の労働者が大體予想されるというわけですから、これは百二十万トンからむしろ推定したもので、個々の申請とは直接関係ございません。

○吉田法晴君 そうしますと、まだ申請が出ていない分があるということになると、これは、この前の閣議決定で、炭田別の調査をされる対象の中に入るわけですか。

○政府委員(今井博君) これは一応、炭田別に今後調査してやらなければいかぬと思ひますが、この非効率炭鉱の關係は、やはり一応実績が出来ますれば、これははつきりいたしますけれども、最初に見込みをつける場合には、やはり一応推定をいたさざるを得ない。炭田別に全部を合計してやるといふことは、やはり相当時間がかかりま

すので、その関係を一応概数で見込みをつけるという事でいたし方ないと思ひます。

○吉田法晴君 いや、百二十万トンの買い上げ数量だから、それを概数で推定するよりほかはないということですが、申請がまだ出ているわけではないから、現に稼行している炭鉱なり炭鉱の従業員は、そうすると強力な調査団の編成をして調査をするという調査対象の中に入らるわけですか、と言っておるのです。

○政府委員(今井博君) これは一応炭田別にその六千人と、このくらいという事は現在数字を予想いたしてありますが、今後、これをさらに正確なものにしていきたいと思います。

○吉田法晴君 詳細に調査していきなからといって、石炭局長としてはそうでしょうけれども、まだ申請も出ていない、あるいは稼行中ということになれば何といひますか、閣議決定によって強力な調査の対象になるのですかね。

○政府委員(今井博君) それは調査団が、そこまで正確に調査をすることにはならないと思ひます。やはり大体の見込みをつける、主要炭田別に一応どの程度のものになるかということの見込みをつけることはありますが、今度の調査団は、炭田別に、そういう個々の山を当たって調査をしてやるといふ性格のものでございませぬから、やはりこの点は、一応の概数で、このくらいの失業者が出る、したがって、こういう対策が要るんじゃないか、そういう程度の調査はしていただけたらと思ひます。

○吉田法晴君 炭田別の調査の対象になるでしよう。そう正確に数字が出るかどうかはわかりませんが、申請としては、現在申請は出ていないし、これから申請するかどうか知りませんが、申請していない炭鉱、それから稼行中の炭鉱というなら炭田別の調査の中に入らるでしよう。問題は、炭田別調査ということでは、これだけ争われている人員の問題、雇用の問題は、これはある問題になるかと思ひますが、労働省も一万人程度、あるいは六百二十万トン、全部でいえば三万五千人について責任を負いますかと言つたら、負う態勢にありますと、こういうお話だった。

そうすると、これは炭田別に出るか出ないかということが、これからきまるわけですが、今までのいわれでおりますのは、労働省にしても、生産計画あるいは雇用計画がはつきりしていないから、それを山別にはつきりしてもらいたい。それを公の機関といひますか、政府が委嘱される強力な機関で調査される、それから市町村からいって、あるいは県からいって、自治体からいって、あるいは出できて整理されたり、あるいは出できて、これは困るというお話でございまして、そこで、客観的な強力な調査機関でなさるでしようから、個々に一人々々対象になるかどうかとはにかくと、やはりこれは対象になるものだと理解するのが当然じゃないでしようか、その調査の主要あるいは調査の結果がいつ出るか云々という問題でなくて、その辺を炭田別にあげて下さい。あるいはわかるならあげて下さい。客観情勢がこれを中心にして閣議

決定になるだけの情勢にあるから、そこでこれを明らかにして下さい、こういうことを阿部君は申し上げたと思うのです。その辺は試算からする六〇%か七〇%とかいふ概算的なやり方でこれだけ出るというのとどまると、あと具体的にどうなるかわからない、これは調査団の対象になるかならぬかわからない、こういうことでは、雇用の問題について、責任を、調査団を通じて、あるいはその後の施策を通じても見ようという態勢には、やはりならぬのじゃないですか、不十分だという感じがします。いかがですか。

○政府委員(今井博君) これは、調査団は個々の山を一々見るわけではございませぬが、主要炭田別に調査をした場合どの程度のやはり客観的な失業者が出るか、この点は十分調査していただけるものと思ひます。

○吉田法晴君 関連質問ですから、あと阿部委員に譲りますが、先ほど、こういう人員なりあるいは合理化の将来の点について、端的にいふと、炭田別に、あるいは炭鉱別に、一人々々の人員が問題になる。通産大臣にお伺いするのですが、先ほど炭区の問題から、もう少し鉱業権全体について責任をお持ちになるべきではなからうかといふのですが、個々のあれについて責任を問うておつてもなかなか何ですが、雇用、それから石炭の需要量、あるいは生産規模、これは全体の数字もですが、個々の炭鉱にやはり結局は関連をしてくるわけですか。

そうすると私は、炭原さんの炭鉱国管論ではないが、個々の炭原の出できた失業者に対して責任を負うというのじゃないか、働いているところから責

任を負う、あるいはその炭鉱が存立し得る五千五百万トン以上の生産についても責任を負う、需要についても責任を負わなければならぬというなら、もうそろそろ国としては、先ほどは鉱業権のことについてお尋ねいたしましたけれども、炭鉱全体について、石炭全体について責任を負うべき時期がだんだんきているのじゃないか、イギリスなりあるいはフランスの例もそうでございますが、まじめに炭鉱全体について責任を持つ、形勢はとにかくとして、時期がきつつかるとお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) いわゆる総合エネルギー政策という観点に立つて政策を樹立する、こういう方向には、政府は今回方針をはっきりしたわけでございます。その方向についての政府の責任といわれれば、もちろん政治的な責任を持つわけでございますが、その場合において、いわゆる競合エネルギーの配分等の観点から、国内産の石炭についての総合エネルギーとしての石炭の地位をつけるということ、これはまた政治的に、そういう方向で政策を樹立しているわけでございます。

だからこの問題は、社会党の方は非常に雇用の問題を中心にして論議を進めておられますが、私どもは、雇用の問題ももちろん考えなければならぬことでございますが、いわゆる総合エネルギー政策というもう一つ国として次の高い観点に立つて、この産業のあり方を見ていく、そういう意味の政策の樹立ということでございます。その場合において、国内産業である石炭の雇用の問題、あるいは国内資源であるという観点から見まして、あるいは

は外貨支払い等の問題があるとか、あるいは経済性、価格というような問題も取り組んでいく、そうして、初めて石炭の総合エネルギーにおける地位がきまってくる。かように実は考えるわけでございます。だが、これはやはり雇用も非常に大事なことでございまして、一般の産業全体のあり方というものを考えたときに、ひとり総合エネルギーについてのみ申すわけではございませんが、いずれの産業においても、雇用の問題は共通して大事な問題だと、ただ、石炭の場合においては、最近の合理化の成果が十分上がらない、そういうために、他の産業部門よりも雇用の面に非常にしわ寄せされてい、重圧が加わっているという意味で、石炭産業の場合においては、特に雇用を重大視せよといわれる。これは、私どもに納得がいくことでございまして、しかし、その雇用の問題だけから石炭産業を云々するわけにはいかぬ、これはひとつ御了承いただきたいと思うのでございまして。基本的なものの考え方の相違がその点に少し出てきているかと思ひます。

そこで、政府並びに与党の石炭問題の考え方は、一面価格の問題等、あるいは外貨支払い等の問題は別にいたしまして、雇用の問題について考えるときに、どういふ措置をとっているか、こういうことになると、やはり石炭産業に従事しておられる方々には、その職場を変えたくはないし、また同時に、その場所も変えたくはないという気持が非常に強い。また、気持だけの問題ではなく、その従業員につながる家族等のことを考えると、これは生活の木柵を移すということ、あるいは新しい

職場に移る、これは非常に問題が多い
と思います。そういう意味において十
分理解がなければならぬ、かように
思います。だから、まず通産省として
一番やさしい方法で考えられること
は、石炭が、新しい山が開発されて、
そうしてその場所において雇用が充足
されれば一番いいことだ。これは何と
申しまして、そうだと思います。

で、まあ先ほどもちょっと出ており
ます、第二会社等のお話が出ており
ますが、これは第二会社などは、労使双
方で話し合いをしないと、やはり移動と
いうことが非常に困難だ、また、条件
がやや悪くなってもやはりその場所に
定着しているということ、これは人情
の常であろうと思いますが、そういう
意味で、望ましい形ではないけれども
第二会社の設立も、またやむを得ない
という形で承認されている。これは通
産省も実情に合った処理をしていると
思います。しばしば第二会社等の形は
望ましいことではないと申し上げており
ますが、これは同時に雇用の実態から申
しまして、新しい職場に変わらなくな
いし、また、その土地を離れたくな
い、そういう気持が、第二会社の設立
などを労使双方でやむを得ない事柄と
してのんでいるのじゃないかと思いま
す。これは、まあ一つの、また私も
は日本国内の産業の観点から見れば、
その土地において新しい石炭山が採掘
できないなら、これはもう北海道だと
か、新しい新炭田を開発することに
よって、そのほうへ余剰労働力を振り
向ける、そういう仕組のほうが、まだ
従業員としてはいいんじゃないか、九
州で職場がなくなれば、北海道で同じ
炭鉱ならば私は参りますという方が出

るのも、そういう意味だろうと思いま
す。これが基本的なあり方だと思いま
す。

で、この意味からは、いわゆる五千
五百万トンというものにこだわるわけ
にいかない、五千五百万トンに必ずし
もこだわらなせん。ただ、石炭の合理
的、経済性のある炭でない、その職
場だけの関係で山を開くわけにいきま
せんよということを実は御注意いたし
ているわけでございまして、そういう
意味で、新炭田の開発ということが計
画される。そういう方法もない場合、
一体どうなるのか、これは労働者が一
般の従業員に対する対策として、ある
いは就職あっせんをいろいろ工夫して
いく、その場合には再雇用が容易にな
るように特別な資金融資もする。しか
し一般的に、そういうことをいたしま
しても、その閉山をみた土地の疲弊等
の問題もありまして、またそこで働い
た人たちが、他に転居するよりも、同
じように、どうせ職業を変えろという
なら、この土地でそういう方法はない
だろうか、こういうお気持ちが多分にあ
るだろうと思います。だから、いわゆ
る産炭地域振興事業団等で新しい産業
をその土地にひとつ開発させていく。
これはやはり雇用の問題からみまして
も、これは一部労働者の気持ちに対応し
得るものじゃないか。いわゆる新しい
職場に変わるなら、せめてその土地で
というふうな気持があるだろう。だか
ら、そういう方法を考える。それは同
時に疲弊しがちな産炭地に対しまして
も、これは振興の一助にもなるだろ
う、こういうわけでございまして。

いか。ただ問題は、内容が充実しな
い、幾ら産炭地に新しい事業を誘致す
ると申しまして、なかなか適当な産
業が見つからない、あるいは立地条件
が不十分だということ非常に困難が
あろうかと思えます。また、やはり基
本的には今、政府として考えること
は、ただいまのようなことを考えます
が、もう一つは、雇用主自身、経営者
自身が、自分のところの従業員だか
ら、炭鉱で働けないならば他の系列産
業、あるいは類似産業、あるいは傘下
の産業、そういうところへ就職をあつ
せんする、それぞれの才能に応じて、
やはりそういう道をとるべきではない
か、かように私は思うわけでありま
す。

○吉田法晴君　まあ、社会党の諸君は
雇用の問題を中心にして考えるが、政
府としては総合エネルギー対策として
考えるんだ、こういうようなお話を
聞か、あと、第二会社の問題、新炭田の
開発問題、産炭地振興あるいは労働者
の職業対策、系列産業への吸収等のお
話になりました。これは残る炭鉱と目
されておる、具体的に例を言ってもい
いのですが、北九州の中で九採それか
ら大正は、先ほど阿部さんから取り上
げられたような苦悩の状態、ところが
残るべき高松炭鉱で、どういう実態が
あるかというところ、ごく最近聞いてみ
ますと、坑外で一万三千円、そうすると中
小企業の北九州の二流、三流の工場の
賃金よりも低い。そうして五人家族で
もって生活保護を受けておる人は一万
三千円くらいになる。しかも、片方は
働いて一万三千円、それから生活保護
を受けておる人間は、これは、生活保
護を受けておるから税金はかかりませ

ん。あるいは学校に行っても給食費そ
の他あるいは補助がある。一万三千円
から引かれるものはない。片方は、一
万三千円からとにかく引かれるもの
があって、働いておるけれども、生活
保護を受けておる人間よりも待遇が悪
い。こういう実態で、炭鉱にそれで
は、三十幾つかの青年が働くかとい
うと、これはなかなかでしよう、坑内
に入っても、何というんですか、賃下げ
合理化の結果は、いわば最近の電気と
か化学工場ほどの収入もない。そうす
ると、子供はもろんのこと、炭鉱の
将来にやはり魅力がなくなつて、個人
としての雇用としては、労働者として
は、やはり炭鉱に、あなたの言われる
ような魅力を感じないというのが現状
です。そうして、だんだん盛りを過ぎ
てくると、高松の中でも請負に付する
ものがある。それからあるいは峠を越
したものについては、第二会社にな
る、その第二会社にするのは、これは
その場で働いていけば、引き続きそ
で働けるからいいじゃないかというよ
うな御議論ですけれども、これは第二
会社にして賃金を下げるのが目的だ。
今のような、高松のような実態をさら
に下げて、そうして賃金を下げる、あ
るいは労働条件を悪くし、あるいは福
利施設も切り下げて、いわば小山並み
にして、それでやっていくところ、こ
ういふことなんです。これは、そこにあ
る第二会社に働く人たちについては、
条件の問題が問題ですから、閣議決定
にあったような、厳重な資格を設けて
下さい、あるいは第二会社に移行する
ことはできるだけ防いでもらいたい、
こういう点があるわけです。雇用の面
からいっても、あるいは労働条件の面

からいっても、ぎりぎりのところまで
きておる。そうして、その上に石炭産
業がやと成立する。だから、第二会
社がいい、第二会社がいいと言われて
も、第二会社移行方式というものを、
全体がやはり問題になっておると思
う。

それから新炭田の開発を言われるけ
れども、新炭田の開発が、これが、国
がやるなら、新しい会社をこしらえて
移るならとにかくだけれども、たとえ
ば九州で言うならば、それでは有明炭
田が残っているじゃないか、三池なり
あるいは二瀬で縦坑開き中でありま
すけれども、有明海の下には炭がある
じゃないか、大きな炭鉱が将来できる
じゃないか、あるいはそれに関連して
化学工場ができるじゃないかというお
話だけれども、やはり会社別の炭田の
制約があつて、筑豊なら筑豊で私は炭
鉱……。それを、とにかく有明の炭田
の新しい炭田にもつていくということ
はできないというふうな実情、そうす
ると、先ほどの新炭田開発なり、鉱区
の整理統合問題あるいは開発の新しい
方式というものがやはり問題になつて
おる。各社についても同じわけです。

これは、今までのとにかくそれぞれ
の会社が、まあ自分の努力で、しかも
それは今までは労働者の首切り、ある
いは賃下げという条件だけで、やとと
存続できる、それが限界がきていると
いうならば、一つ一つの問題について
問題があつておるんです。それを総合
エネルギー政策の中で——ということ
は、いわば間接責任という形で、大手
しかされぬ。責任論というのと、いや全
責任を負うわけじゃないと言われる。
とにかく責任を負いたくない、負いた

くないという点が、一番私はガンになつてゐると思ひますけれども、それを超えて、今のこの実態から考えなければならぬ。今までの合理化政策を部分的に修正しながらやつていこうというのでなくして、根本的にやう問題の段階にきてゐることに間違いがない。もっと思ひ切つた政策の転換というか、その産業についてもこれだけの産業についても、国営の形になるか、それは国営の形になるか、とにかく新しい方式を考えるべきではなからうか、まじめに考えるべきではなからうか、まじめに考えを申し上げてゐるのですが、産炭地振興その他について、その責任のとり方というか、不十分な点はあとで尋ねたいと思いますが、その点どうですか、まじめにひとつお答えをいただきたい。

○國務大臣(佐藤栄作君) 今吉田さんのお話の中で責任云々、この責任の形で炭鉱国営という言葉が出て参りました。実は私も御承知のとおり、いわゆる自由経済を基盤としております。この政治の責任というか、政治の責任はもちろん感じてゐる。あるいは行政の責任というののもちろんですが、基盤はどこまでも自由経済、それに立つ形でございまして。だからいわゆるその責任という言葉を使われましたが、私が特にその言葉に異を唱えたのも、実はこの点に限界があるわけでございます。さらに突き進んで、ひとつ経営にまで乗り出したらどうかという具体的な御意見がございまして。責任論はその程度にいたしまして、国が経営するということが考えられるかどうか、これは一つの私、個人的な意見で申せばこれは一つの考え方だと思ひます。

今この考え方がいゝとか何とかがいゝ、あるいは悪いとか、こういう意味で申すわけではございませんが、とにかく一つの考え方ではございまして、それはそのとおり私も考えます。

ただ私は、今冒頭に申すように、この経済のあり方というか、基盤はやはり自由経済の建前がよろしいと、この考え方では進みますと、いわゆる国家経営というところまで、考え方を発展するところまでにはいかないのがある。ただ私、先ほど来申し上げるところで御了承をいただけるのじゃないかと思ひますのは、あるいは産炭地振興事業にしても、あるいはまた産炭地発電の問題にしても、あるいはまた先ほど来から、いろいろ議論が出ておりますこの炭価のあり方とか、こういうような点から申しましても、これは完全な自由経済ではない、これは確かにある程度の計画を持つ以上、その計画の遂行、これを政治力で推進するといふ私どものやり方なんです。その観点から立つと、いわゆる一つの土俵、あるいはその土俵で相撲をとる場合のルール、これは私も政府として考える、そのルールのもとにおいて、その土俵において民間が自由調達に相撲をとられる、こういう形が望ましいのじゃないかと、かように思ひ思つてゐるわけでございます。

局を担当するものから見れば、いわゆる完全雇用というか、経済を成長させて完全雇用の形をとりたい、こういうその政治的意欲なり、政治的目標はもちろんなるわけですが、しかし、その雇用の条件そのものを政府がきめてかかる筋のものではない、こういう実は考え方ではございまして。だから社会党さんのほうで、今回の石炭対策について雇用問題を中心にして、いろいろお話がございしますが、ここはどうも、立場が基本的に相違しておるのじゃないかと実は思ひます。今回も御承知のように、石炭対策、これは裏面では、政府が独自の立場で閣議決定をして、お示しをされているわけなんです。これは政府の閣議決定、政府の方針、政府の責任で、それはきめてゐるということでありまして、ただ先ほど来御議論を聞きますと、具体的な雇用の条件まで政府が責任を持つかどうかということが一つの問題のようでありまして、また鉱区の整理等につきまして、これは現行の法制のもとにおいて、非常に困難があるということをお示ししたのも、やはり資源というものを尊重して、尊重をされている、鉱業権を尊重してゐる。したがって、政府の意図で、これを整理統合は容易にできることではないのであるが、特別の場合において、合理化の不可能だと考えられる、生産性のないものについては、政府がみずからその補償というか、買ひつづす、こういう処置をとっているということでありまして、これなども完全自由な経済のものなら、もうほうほうで、そうして強い者は残り、弱い者はつぶれていくのだ、それでいいのでは

ないかと言われるが、それは政府は考へない。そういう点についての政府の必要なる秩序維持のための保護というもの、それはやらなければならぬ、かように思ひ思ひますし、また将来に鉱区の整理統合等をする場合には、やはり基準になる法律もやはり作らないと、それはできないことではないかと思ひます。

そういうように、どうも言葉をとやかく申すわけではございせんが、ややこれでも私どもの立っている基盤も明確になつたかと思ひますが、そういう意味で御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 閣連に關連してですが、今吉田委員のお尋ねに対する責任の問題ですがね、社会党さんは雇用が中心でございまして、私も立場も異にする。こういうお話でしたが、私は政権を握っている通産大臣初め、池田内閣にかへって雇用の問題に責任があるのじゃないかと思ひます。

これは一例をあげて恐縮ですが、申し上げてみますと、福岡県に参つて、いろいろお尋ねしてみますと、今までは労働組合がいろいろたくさんございまして、炭鉱労働組合が一番人員が多かつたわけですね。それから国鉄労働組合、あるいは福岡教員労働組合、こういう順番だったのです。ところが、今やすでに炭鉱労働組合のほうが減つてしまつて、日自労というところで日雇労働組合が、つまり全日本自由労働組合という組合が、これが多くなつてしまつた。これを本来ならば、社会党より政府が心配しなければならぬお仕事だと僕は思ふのです。政府が心配してくれないものですから、政治権力もないし、何もそういうことについて心配する必要は野党ですらないかもしれませぬけれども、これはたいへんな問題です。日自労がどんどんふえて、そうしてほんとうの定職を持つてゐる組合員の員数が減るということは、政治的に見て、きわめて情けないことだと思つております。したがって、大臣のお話を聞くと、ただ単に、社会党さんは雇用の問題を中心として、と言ふが、私も、違ひますよ、こういうことは、次期内閣総理大臣と目される佐藤通産大臣の言葉としては、きわめて遺憾なこと、僕は池田さんよりも、佐藤さんのほうがいいかなと思つてゐたが、私は今日改めなければならぬ。ですから、私の承知している限りでは、労働省の政務次官の加藤さんもおられますが、地下産業労働者は、自由圏と言わず、共産圏と言わず、地下産業労働者が一番賃金が高いのです。もし、それより地下産業労働者が安いんですよという国があつたらお示しを願ひたい。私が知つてゐる限りにおいては、共産圏と言わず、自由圏と言わず一番高い。しかし日本は戦争に負けて、えらい目に會つてゐるからがまんせよと言われれば、それまでですが、それが実態ですよ。その炭鉱労働者が、どうも、北海道なら行くけれども、ほかは行きませんと、こうおっしゃるけれども、あらゆる産業に従事してゐる諸君は、その大きな町におります関係上、一つの工場、千名がつぶれても、つまりそこら辺で何か仕事をみつつけてゐるところが大体三割も四割もある。炭鉱は、御承知のように、そういう実態になつておらぬわけですね。ですから、山がなくなるといふと、した

こういうことで、私どもが心配してやつたので、社会党さんは雇用の問題だということ、はなはだ遺憾なお客えだと思ふのですが、そこで私は、そういうことで、この合理化の問題にしても、単に船を一ぱい二はい作るとか、経営者の金を借りる裏づけをしようとか、そういうことでなしに、さいぜんは鉱区の整理統合、これを主張しましたが、それと同時に、東京都では、大臣御承知かどうかわかりませんが、大臣御承知かどうかわかりませんが、とにかく石炭、一万一千六百円より安い石炭ございません。しかしこれが山へいくと三千円より高い石炭ありません。したがって、ここ八千円の差がある。八千円の差があるので、これは、社会党のわれわれがでうの、内閣統計局で調べていただけばわかる。八千円の差があつた。私は、この八千円の差が一人の商人によつてもうけられてゐると思ひませんよ、一人の商人によつてです。ね。何人かの手を経て、つまり生産者から消費者に渡るのですから、こういう実態を、何とか流通機構の整備で、やつて、コストを下げることに、よつて多く石炭を消費してもらつと、また生産者も高く売れるのじゃないか、こう考へておるわけなんです。第二会社だんといふものについては、いろいろ論議ありましよう。大臣も、あまり感心したものでない、しかしながら、やむを得ないといふようなお話でありましたが、今の近代産業といふものは、大企業はできないのだけれども中小企業だつたらできる、こんなべらぼうな話は、これはないと思ふのですがね。

機械も購入しなければならぬので。しかし、大企業ならできまうという話なら、これはわかります。しかし、古河はできません、北炭ができません、こういうことを言つて、しかし、小さい会社によればできると言う意図は那邊にあるか。これは法律、どんな法律をひもといつてみても、通産大臣の命によつて、これをやめさすという法律はないですよ。行政指導の一環としてできるはずじゃないか。ですから、私は、単に文章で告示し願つたような合理化法案でなくて、鉱区の整理統合とか、あるいは今言つた生産者から消費者に対するところの流通機構のやり方、一元化がいかにぬのであれば、簡素化、こういうことによつて石炭産業の近代化をはからなければ、これは明治時代に論議をせよというのならいざ知らず、近代産業としてこれをもつてするものというなら、佐藤大臣がおられる間に、これはこういうことをとりやめて、もう少し近代的な合理化をやつていただきたいと思うのですが、そういう構想ございませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　まず第一に、私の言葉、片言隻句をとらえて非常な誤解を受けておるようですが、雇用という問題、社会党さん考えてらっしゃるというのは、石炭産業という場合に雇用中心にお考えだと、こういうことでございます。これは、誤解のないように願ひたい。今、保守党だるうが社会主義政党だるうが、これは重大な問題でございます。ことに産業が拡大すればするほど、雇用の問題は大きな政治問題であることはこれはもう間

意味についての雇用問題についての取り組みなら、私ももっとも異存はございませんけれども、今石炭産業のあり方ということを考えたとき、その石炭産業に従事する労働者、その雇用を中心にしてお考えになると、どうしても無理がくるのじゃないかということを申し上げたのでございますから、社会党は、何でもかんでも雇用だ、こういう意味じゃない。そういう失礼なことを私は申し上げはいたしません。ことにまた、ただいまは雇用の問題から離れて流通機構の話もしていられしやるのでございますから、これはもう、もし誤解があると困るので、そういう意味でないことだけ、ひとつ御了承いただきたいと思います。

それから石炭問題についてですけれども、いろいろ考えますと、先ほど申すような基本的態度で臨んでいく、そうすると、まあ産業形態のあり方についてのただいまの御注文が出ておる。これはもう流通機構というか、流通過程において非常なロスがあるのじゃないか、こういう問題だろうと思えます。これをひとつ手がけていく、まあその一つとして今回石炭専用船の輸送船を作るといふこと、これはまあ一つの進歩だと思えます。しかしこれで、そのものが片付くわけじゃございません。

それから、ただいま中山の山で抗外夫が一万二千あるいは一万三千というお話が出ておりました。私は、これも今最終炭価が一万三千円になるといふようなその観点から申しまして、経済発展のまあ一過程と見て、こういう間違った状態を現出しておるのじゃ

でいろいろな議論が分かれておる。私どもは思ひ切つて、その合理化が進んでいけば、必ず石炭産業の賃金は高くなる。外国の賃金同様に地下労働者の賃金は、やはり国際水準にしてみたいんだと、こういうことに盛り上げたいという、いわゆる基礎産業たらしめる、安定産業たらしめるということは、そういう意味なんです。しかし、それにはやはり石炭自身、トントントンに十分経済性がなければできないこととでございます。ただその過程において、いろいろの、もろもろの状態が生じておる。それをまあ克服していく、その努力がどうなされるかということであります。

だから、ここで皆さん方をお願いをしたいのは、今の坑外一万三千円という賃金が適正なものと私も考えません。しかし、今の産業そのものの考え方です。それじゃもっと高いものがない方ですよ。それは内容として払えないというな実情になっておる。そこに合理化の必要があるでございます。それから、その一時的な形の現象を云々するよりも、本筋のものを考えるべきだと、その考え方が、皆さん方と私も違つておる。皆さん方のほうで見れば、もっとその鉱区の整理を積極的にやり、炭を掘つたらどうか、こういう言い方をしておられますが、今のような条件のもとにおいて、今までのような生産施設のもとにおいて炭が、新しい炭掘掘りましても、これは採算がとれないし、その需給はアンバランスになると、こういうことを実は懸念しておる。だからどうしても、その石炭一

いかなきやならない。これはまた労使双方が、そういうことをやらなきゃならぬと思います。また、大企業ではできないが中企業では可能だということのも、これはおかしいじゃないかと、そのとおりだと思います。今むしろ、中小のほうは困って大のほうは楽だといわれる、中小のほうでは採算がとれないというのが普通の行き方だと思います。そうすると、中小で採算がとれます。ということは、何かそこに労働の搾取があるとか、あるいは過重な条件がある、これはそう御指摘になるだろうと思う。私は、そういう形が長く続くのも思うのだとは思いません。だから、こういういう事態を早く切り抜けていくべきものうと思います。また、中小企業そのものでも、石炭山の場合は当たらない議論だと思いますが、一般の産業部門だと、アメリカなどでは、中小企業のほうが付加価値額はむしろ大きいといわれておるような部門もあるわけでございます。だから、そうなると、中小企業も、りっぱな合理化された、近代化された中小企業でございすかから、これは成り立つと思う。だから、今の産業の合理化を推進しておるその過程において、ただいま阿部さんが御指摘のようなものに、実は現われてきておるのじゃないかと思ひます。だから、この今の現象そのものを、やはりり克服していく、その努力が、私どもにも必要だが労使双方も必要だろう。やはりりもっと積極性を持たないと、これは解決しないのだ。私はこの前の閣議決定をいたしました際に、これは痛切に、みずからの胸を打っておるもののは、この石炭産業、国内産業であるこ

の石炭産業に対して、一そう積極的に取り組みが必要がある。これはもううっばな国内資源なんだ。それを合理的経済性のあるものにして、そうして商品に上し得るようにする。これはたいへんな経済上の問題であり、また社会問題あるいは労働問題等から見ると、現状は放っておけない。もっと積極的に関与して取り組むべきだ。こういうような気が胸のうちに深く実は打ったのでありまして、そこで、ああいう閣議決定をいたしたつもりでございます。

そこで、そういう山で掘ると、これについての工夫もございまして、それならばもっと炭がこればかりに使えるようにこれは労使双方にまかしただけでは、合理的経済性もなかなか出てこない、そういう意味から、皆様方の御意見も伺って、いわゆる産炭地発電についても積極的な意図を持つ、あるいはその掘った炭がうまく需要される、消費されるような、その経済過程に上すことをひとつ努力する。また、これからむずかしい問題でございまして、炭種の整理であるとか、あるいは流通過程における経費を軽減する方法だとか、そういうことをさらに工夫していかなければならぬと思っております。これはもう、ただいま阿部さんの御指摘のとおりでございます。ただ、今までの経過の事態についての見方が、やや私どもと、それぞれの立場において相違があるかと思っております。とにかく積極的に関与して取り組まなければならぬ。これはもうひとつ、皆さんと同様の立場で取り組むつもりでございます。

○阿部竹松君 大臣のお答えはよく理解できるわけですが、現実には、まあそれ

よりも全く冷たいわけですね。ですから私は、雇用の問題云々といっても、何も炭鉱に従業員を残さなければならぬ、そこで仕事をしなければならぬなんて主張しておらぬのです。毎日々々——ここでも保安法の改正が出ておりまして、保安局長さんが見えなくなっているようですが、二人半くらいずつ毎日、きょうここで論議している間にも犠牲者が出ていて、二人半くらい未亡人を作っている、一万数千人の集計上の犠牲者が出る。坑内に入ったらたばこのめぬというなら、全部炭鉱なんかやめてしまったほうが私はいいと思う。ただし、ほかに産業がないから、やはり炭鉱の近代化をはかって、そこで仕事をしなければならぬ。単に安ければいいというだけなら、外国から重油をどんどん買ってきたほうがいい。中貿易で開港場などをどんどん買ってきたほうがいいと思う。しかし、国内の宝である石炭です。あるいは金銀銅にも言えるかもしれないけれども、国内の基幹産業である、国の資源である地下産業をどうするかということが論議されておりますので、ただ安いことがいいんだと、私は自由経済でやるというのだったら、そういうものは割り切って全部重油に切りかえたほうがよろしいと思う。しかし、そういう政治は、だれもとるべきでないというところは一日瞭然なことでございますので、しからば、やる場合にどうするかというところで論議しているのですが、この合理化法案の一部改正をわれわれが賛成したとして、どれだけの効果が上がりますか。コストでどれだけ安くなりますか。どういう結果になりますか。これはよろしゅう

ございます、それじゃ賛成しましうというようになりますと、どういう結果になりますか。昭和三十年に第一回法律を作った、それから何回か改正いたしました。それでどれだけの成果が上がりましたか、具体的に例をあげていただきたい。抽象論ではもう賛成できかねる。

○政府委員(今井博君) このたびの改正は、やはり現在の合理化計画五千五百万トン、千二百円引き下げの路線に沿って、これを円滑に遂行するというために、いろいろな問題があるわけでございますから、それらの諸問題について、全部ではございせんけれども極力遂行を円滑ならしめようということを目指してございまして。たとえ、第一に非効率炭鉱を整備する。これはまあ現在、現状でも相当つづける山も、ほうっておけば出てくるわけでございますが、そういう問題について、できるだけこれが受け入れ態勢をひとつ作らなければならぬというところも大きなねらいでございますが、同時に全体の五千五百万トンのワケ内で、できるだけ全体の生産性を高めるという意味では、やはり悪い山はつぶしていくということによって、全体の生産性を上げ、炭価の千二百円引き下げというものをひとつ実現したいというところに大きなねらいがあるわけでございます。それから、専用船の問題は、これは特に北海道におきましては運賃、全体の炭価のまあ三割近くが輸送費でございますから、その中でも回送費を極力コスト・ダウンしていく、これは専用船が非常に能率よく、運航する場合に、現在の九百円程度の回送費が三百円程度のコスト・ダウンと

いうものが可能になるという計算が出ております。これは全体としては、そこまでいきませんが、専用船を用いた場合には、その程度のコスト・ダウンになると思っております。

それから山の整備にあたりまして、やはり人員の円滑なる整理という意味におきましても、現在では非常な退職金の支給というものが、なかなか金融的にむずかしいという情勢でございますので、これにつきましては、合理化事業団が、そういう整備資金を直接に貸し付ける制度を開いて、できるだけやはり山の整備を円滑ならしめるということをやっている大きなねらいにいたしております。

それから運賃の問題につきましては、これは先ほどもいろいろお尋ねがございまして、非常に不徹底ではございますが、運賃負担の軽減措置というものを大きなねらいにいたしております。個々については、いろいろ不徹底な面もございまして、全体として、やはりできるだけコスト・ダウンをはかって、千二百円の引き下げというものの路線を貫きたいということを考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 今井局長さんは、これは駄目だと言われぬから、さも効果が上がるように、効能書を並べておられますが、それはあんた、そんなことを言ったら、さいぜんも言いましたけれども、黙っていらつて国鉄運賃が六十円も七十円も上がった、鉄鋼材、資材、みな上がった。ほかの一つ覚えと言ったら、けしからぬといっておしかりをこうむるかもしれませんが、千二百円だ千二百円だと言って、何を基準として千二百円を言っているの

か、三年前の千二百円と今の千二百円では違うわけですね。非効率炭鉱をつぶしたからといって、大手炭鉱がよくないということはありません。非効率炭鉱をつぶすか。非効率炭鉱をつぶして、大企業がよくならないのではなくて、大企業のほうから非効率炭鉱を構成していろいろのものが、佐藤通産大臣とのやりとりの実態じゃないですか。今までは甘い言葉で、何とかなるだろうというところで、経営者も労働組合もやってきました。政府指導者も、そのように指導してきた。しかしこの段階になれば、もうメスを入れて……盲腸の悪いところに湿布をしたり注射をするよりも、やはり体を切つてしまったほうがいいのですから、そういうことをやってきたのをやめて、やはり明確に切つたほうがいいと思う。だから鉱区の整理統合、それから流通機構の一元化、こういうことをや……僕たちは社会党ですから、国営国管にいたるところですが、通産大臣は保守党の大臣ですから、そんなことを持ち出したところで、話が無駄になって何にもならぬと思えますから、それは言いませんけれども、こういう枝葉末節のことではなく、石炭産業の合理化臨時措置法を、もう少し本物の合理化をやつたらどうですか。そうしたら三万人首切なら三万人首切てもいいでしょう。そのかわり、それを労働省に引き受けてもらつたらどうですか。何も坑内に入って働くことはない。坑内にいる炭鉱労働者は、全部太陽のもとで、休憩時間にはたばこが吸えて、死ぬときは女房に会えるような仕事を望んでいるのです。しかし山がつぶれて街頭にはうり出されて、仕事がないも

のですから、仕方がない、炭鉱に残してくれぬかというささやかな抵抗をやっているにすぎない。

ですから、この合理化法案でなく、もっと抜本的な合理化法案をひとつ作ってもらいたい。これでは全然効果ありませんよ。どうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) だいぶ飛躍したお考えだし、またおしかりも受けます。しかし、やはり政治のあり方としては、急激な変動はまず避けるべきだと思います。また関係者が納得する方向が望ましいことだと思います。ただいま出しております合理化法は、そういう意味から見ると、その目的にはかなっておると思いますが、ただ、阿部さんが御指摘になりますように、いわゆる抜本的な、基本的な対策としては、まだ程度が低い、かような御批判を受けても、これはやむを得ないと思ひますが、ただいま申し上げような考え方で、今回立案し、御審議をいただいております次第であります。

○阿部竹松君 何も、通産大臣、飛躍的じゃないのです。私は今の大蔵大臣の水田さんが通産大臣当時も、前尾さんの当時も、あるいは権名さんの場合も、こういう論議をして参りました。そしていつの場合でも、最終的には法律が通るわけですが、しかし十年たっても一日のごとく同じなんです。少しもよくならない。ですから、この法律案に賛成してよろしくなるといふのであれば、これは大いに賛成いたします。

よ。社会党は何も、何でも反対だから反対しなければならぬという筋合いのものではございませんから、いいものは自民党さんの案でも、賛成しなければ世論がついてきませんから、賛成

しますが、中身も今おっしゃったとおりのものですから、これはちょっと賛成しかねるので、もう少し抜本的な方法がないものであろうかと、こういうことなんです。

さいぜん、石炭局長にお伺いして、つづれる山と離職しなければならぬ。稼働者、この数は、大体わかったわけですが、労働省にお伺いしても、明確な御答弁がないので、これは午後から、この資料を持ってきていただいで、労働省から御答弁を願わなければならぬわけですが、受け入れ体制がなくて、こちらを全部つぶしてしまふというところは、これはあまり酷だと思ひます。私は炭鉱労働者だからといって、特に甘えちゃいかぬと思うのです。しかし、こういう無計画なことを政府がおやりになるといふことについては、おやめになっていただきたいと思ひます。

○吉田法晴君 まだ機会がありますから、また別にお伺いをする機会はあると思うのですが、ひとつ大臣がおられるときに聞いておきたいことがございしますのであれですが、それは先ほど来、全国の鉱業市町村の町村長の連盟、それから議長会が先ほど傍聴しておられた。それは産炭地振興に伴います施策に関連をして、荒廃する産炭地の振興、雇用の問題も含めて、産炭地域に産業を興したいあるいは雇用の機会を作りたい、こういうことです。

が、法案によりますと、土地の整備、それから会社、工場の設立についての融資だけは考えられているようですが、条件の悪いところに一応誘致しようとするれば、これは日本全体について言われている社会投資の薄さが——こ

の構想によりますと土地と施設だけにしか助成なり、あるいは整備の援助が考えられておりません。そこで、水の問題であるとかあるいは道路、輸送の問題であるとか、あるいは整地についても、工場用地はあれですが、住宅建設あるいは住宅敷地にまでは考慮が及んでおらないわけですが、この政府の考えられている産炭地域振興の方策の中に落ちていく問題について、法案の修正までもしてもらいたいということでは要望がありましたことは、これはあるいは通産大臣みずから聞いておられると思う。あるいは他の大臣も聞いておられるだろうと思うのですが、この点については、どういうようにしようと思はれるのか。法案の修正までもらいたい云々ということですが、それだけでも、そこまで行かぬとしても、そればかりの方策として考えておられるところがあるならば、ひとつ明らかにしておいていただきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 水あるいは道路等につきましては、これは建設省とよく協議して、そうして具体化していくつもりでありますし、あるいは果樹園創設あるいは酪農創設等については、これまた農林省と十分話をつけていくという考え方がございしますが、ただいまの、融資の範囲等がきわめて狭められている、また、資金の量も非常に少ないということでございますが、問題は、適当な事業を選定すること、そうしてその適当な事業ができれば、これは石炭問題は通産省の所管だと、あるいは雇用の問題だから労働省だと、あるいは内閣が、各省総がかりで石

炭対策、これは進めていく考えでございます。

○吉田法晴君 相談をして云々ということだけれども、制度が設けておられなければ、道路を作る、鉄道を敷く、それから水道を引くといったって、これは公共事業ですから、法律に規定があるか、あるいは制度として設けられておらなければ、これはその条件を整備しようといったって、政府が今まで考えられているのはかの問題は、これは実現いたしませんよ。相談をされたにしても、相談をされるということばかりですけれども、制度の欠陥について、どういう工合になさうとするのか、それをお尋ねしている。

○国務大臣(佐藤栄作君) いわゆる吉田さんの言われるような総合立案機構というものが無い。そういう点ではまさしく不十分の感じがいたしますけれども、私は先ほど申しますように、各省の協力を得ることを前提にし、そうしてそれぞれの省がそれぞれの所管の業務を遂行していく、こういうことが今の内閣制度のもとにおいては望ましい、かように考えております。役所が違ふからばらばらになる、こういう弊害が出る。あるいは私が申すような方法で、いわゆる各省間の権限等は分かれていくけれども、それを結びつけて、そうして政治が進められるか、そういう問題だろうと思ひますから、私どもは、その後者をとっている次第でございます。

○委員長(武藤常介君) 速記を止め

○委員長(武藤常介君) 速記を止め

【速記中止】

○委員長(武藤常介君) 速記を始め

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、商店街における事業者等の組織に関する法律案(衆)

商店街における事業者等の組織に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第一節 通則(第二条—第十二条)

第二節 事業(第十三条—第十九条)

第三節 組合員及び会員(第二十条—第三十三条)

第四節 設立(第三十四条—第四十一条)

第五節 管理(第四十二条—第七十一条)

第六節 解散及び清算(第七十二条—第七十八条)

第三章 助成措置(第七十九条)

第四章 雑則(第八十条—第八十九条)

第五章 罰則(第九十条—第九十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商店街が形成されている地域において商業又は

サービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第一節 通則

(人格及び住所)

第二条 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」と総称する)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

(登記)

第三条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(基準及び原則)

第四条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

一 組合員又は会員の相互扶助を目的とする。

二 組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができる。

三 組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分算に依じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行なう事業によつてその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第五条 組合は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、その名称中に、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(商店街振興組合の地区)

第六条 商店街振興組合の地区は、商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市(都)の区を含む。第十一条第二項の場合を除き、以下同じ。の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならぬ。ただし、商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店

街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限る。当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。

第七条 商店街振興組合の地区は、他の商店街振興組合の地区と重複するものであつてはならない。

(商店街振興組合の組合員の資格)

第八条 商店街振興組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めるときはこれらの者以外の者とする。

(商店街振興組合の設立)

第九条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の三分の二以上が商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

(商店街振興組合連合会の会員の資格)

第十条 商店街振興組合連合会(以下「連合会」という)の会員たる資格を有する者は、その地区の一部を地区とする組合であつて定款で定めるものとする。

(連合会の設立)

第十一条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会

員となるのでなければ、設立することができない。

2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の全部をその地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。

(免稅)

第十二条 組合の所得のうち、組合事業の利用分算に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 事業

(商店街振興組合の事業)

第十三条 商店街振興組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員のためにする商品券の発行、割賦購入あつせんその他販売方法に関する共同事業

三 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入れ

四 組合員及びその従業員の福利厚生に関する施設

五 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るため

の教育及び情報の提供に関する施設

六 組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導

七 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設

八 組合員の事業の発展に資するためにする商店街振興組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言及び指導

九 組合員が建築協定を締結する場合における指導及びあつせん

十 前各号の事業に附帯する事業

2 商店街振興組合は、前項第四号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

3 商店街振興組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に第一項第一号から第五号までの事業(これらの事業に附帯する同項第十号の事業を含む)を利用させることができる。

ただし、一事業年度における組合員以外の者のこれらの事業の利用分算の総額は、その事業年度における組合員のこれらの事業分算の総額の百分の二十をこえてはならない。

第十四条 保管事業を行なう商店街振興組合は、運輸大臣の許可を受

けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた商店街振興組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預託券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六條第二項、第八條第二項、第十二條、第二十二條及び第二十七條（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二條中「第五條第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第十五条 前条第一項の許可を受けた商店街振興組合の作成する倉荷証券には、その商店街振興組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第十六条 商店街振興組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十七条 商店街振興組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券

の所持人の権利及び倉庫業者の責任）の規定を準用する。

第十八条 商店街振興組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに對してその取扱商品につき引換の義務を負う。

2 商店街振興組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換えをすることができないとき、又はその引換えを停止したときは、その商店街振興組合は、商品券の所有者に對し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

（連合会の事業）
第十九条 連合会は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 會員たる組合の組織及び事業の指導及び連絡
二 販賣、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）の事業に関する共同施設
三 所屬員のためにする商品券の發行、割賦購入あつせんその他販売方法に関する共同事業
四 會員に對する資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び會員のためにするその借入れ
五 會員たる商店街振興組合の組合員の事業についての企業診断
六 所屬員及びその従業員の福利厚生に関する施設
七 第一号の事業に該當するものを除き、所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図

るための教育及び情報の提供に関する施設
八 會員が行なう第十三條第一項第六号の事業の指導
九 會員の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
十 前各号の事業に附帶する事業
連合会の事業については、第十三條第二項及び第三項並びに第十四條から前条までの規定を準用する。

第三節 組合員及び會員（出資）
第二十條 組合員又は會員（以下「組合員」と總稱する。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。
4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。
5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に對抗することができない。

（議決権及び選舉權）
第二十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員の選舉權を有する。
2 組合員は、定款で定めるところにより、第六十條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選舉權を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選舉權を行なう者は、出席者とみなす。
4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができる。
5 代理人は、代理權を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）
第二十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。
2 組合員は、前項の経費の支払に對しては、相殺をもつて組合に對抗することができない。
（使用料及び手数料）
第二十三條 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（加入の自由）
第二十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。
（加入）
第二十五條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払をした時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第二十六條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が

組合に對し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の權利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選任された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。
（持分の譲渡）
第二十七條 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。
（自由脱退）
第二十八條 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。
2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。
（法定脱退）
第二十九條 組合員は、次の理由によつて脱退する。
一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名
2 除名は次に掲げる組合員につ

組合に對し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の權利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選任された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

2 前項の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

き、総会の議決によつてすること
ができる。この場合は、組合は、
その総会の会日の十日前までに、
その組合員に対しその旨を通知
し、かつ、総会において弁明する
機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払そ
の他組合に対する義務を怠つた
組合員
二 その他定款で定める理由に該
当する組合員
三 除名は、除名した組合員にその
旨を通知しなければ、これをもつ
てその組合員に対抗することがで
きない。

(脱退者の持分の払い戻し)
第三十条 組合員は、脱退したとき
は、定款で定めるところにより、
その持分の全部又は一部の払いも
どしを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年
度の終りにおける組合財産によつ
て定める。
3 前項の持分を計算するに当た
り、組合の財産をもつてその債務
を完済するに足りないときは、組
合は、定款で定めるところによ
り、脱退した組合員に対し、その
負担に帰すべき損失額の払込みを
請求することができる。

(時効)
第三十一条 前条第一項又は第三項
の規定による請求権は、脱退の時
から二年間行なわれないときは、時
効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)
第三十二条 脱退した組合員が組合
に対する債務を完済するまでは、

組合は、持分の払い戻しを停止
することができる。

(出資口数の減少)
第三十三条 組合員は、事業を休止
したとき、事業の一部を廃止した
とき、その他特にやむを得ない理
由があると認められるときは、定
款で定めるところにより、事業年
度の終りにおいて、その出資口数
を減少することができる。

2 前項の場合については、第二十
条及び第三十一条の規定を準用す
る。

第四節 設立

(発起人)
第三十四条 商店街振興組合を設立
するにはその組合員にならうとす
る七人以上の者が、連合会を設立
するにはその会員にならうとする
二以上の組合が発起人となること
を要する。

(創立総会)

第三十五条 発起人は、定款を作成
し、それを会議の日時及び場所と
ともに公告して、創立総会を開か
なければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少
なくとも二週間前までにしなけれ
ばならない。

3 発起人が作成した定款の承認、
事業計画の設定その他設立に必要
な事項の決定は、創立総会の議決
によらなければならない。

資格を有する者であつてその会日
までに発起人に対し設立の同意を
申し出たものの半数以上が出席し
て、その議決権の三分の二以上で
決する。

6 創立総会については、第二十
一条並びに商法第二百三十九条第五
項、第二百四十条第一項（特別利
害関係人の議決権）、第二百四十
三条（総会の延期又は続行の決議）、
第二百四十四条（株主総会の議事
録）、第二百四十七条から第二十
五十二条まで、第二百五十二条及び
第二百五十三条（株主総会の決議
の取消し又は無効）の規定を準用
する。この場合において、商法第
二百四十三条中「第二百三十二
条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商
店街における事業者等の組織に関
する法律第三十五条第一項ノ規定
ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セ
ズ」と、同法第二百四十四条第二
項中「取締役」とあるのは「発起人」
と、同法第二百四十七条第一項中
「第三百四十三条」とあるのは「商
店街における事業者等の組織に関
する法律第三十五条第五項」と読
み替へるものとする。

(設立の認可)

第三十六条 発起人は、創立総会の
終了後遅滞なく、定款並びに事業
計画、役員の名氏及び住所その他
必要な事項を記載した書面を行政
庁に提出して、組合の設立の認可
を受けなければならない。

2 行政庁は、前項の組合の設立の
認可の申請が第六条及び第九条又
は第十一條の要件その他政令で定
める要件を備えていると認めると

きでなければ、認可をしてはなら
ない。

3 行政庁は、第一項の規定による
認可の申請があつたときは、遅滞
なく、認可又は不認可の処分を
し、当該発起人に通知しなければ
ならない。

4 行政庁は、不認可の通知をする
ときは、その理由をあわせて通知
しなければならない。

(理事への事務引継ぎ)
第三十七条 発起人は、前条第一項
の認可を受けた後遅滞なく、その
事務を理事に引き継がなければな
らない。

(出資の第一回の払込み)
第三十八条 理事は、前条の規定に
よる引継ぎを受けたときは、遅滞
なく、出資の第一回の払込みをさ
せなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額
は、出資一口につき、その金額の
四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込み
の期日に、出資の目的たる財産の
全部を給付しなければならない。
ただし、登記、登録その他権利の
設定又は移転をもつて第三者に対
抗するため必要な行為は、組合の
成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)
第三十九条 組合は、主たる事務所
の所在地において設立の登記をす
ることによつて成立する。

(成立の届出)
第四十条 組合は、成立の日から二
週間以内に、行政庁にその旨を届
け出なければならない。

(商法の準用)
第四十一条 組合の設立について
は、商法第四百二十八条（株式会
社の設立の無効）の規定を準用す
る。

第五節 管理

(定款)

第四十二条 組合の定款には、次の
事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関す
る規定

七 出資一口の金額及びその払込
みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理
に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての
方法

十一 役員の数及びその選挙に
関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項の
ほか、組合の存立時期又は解散の
理由を定めたときはその時期又は
その理由を、現物出資をする者を
定めたときはその者の氏名、出資
の目的たる財産及びその価格並び
にこれに対して与える出資口数
を、組合の成立後に譲り受けるこ
とを約した財産があるときはその
財産、その価格及び譲渡人の氏名
を記載しなければならない。

(規約)

第四十三条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項

(役員)

第四十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員選挙は、出席者中に異議がないときは、第六項の規定にかかわらず、指名推薦の方法によつて行なうことができる。

9 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員は、創立総会)に付し、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

10 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員の変更の届出)
第四十五条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)
第四十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)
第四十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)
第四十九条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第五十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)
第五十一条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要事項につき第五十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)
第五十二条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)
第五十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)
第五十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)
第五十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができる。ものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第五十八條第二項及び第五十九条の規定を準用する。

(商法等の準用)
第五十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求

権)の規定を、監事については、第五十一条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「商店街における事業者等の組織に関する法律第五十三条第二項」と読み替へるものとす。

(総会の招集)
第五十七条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。
第五十八条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

第五十九条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、

行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)
第六十条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。
(通知又は催告)
第六十一条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
(総会の議決事項)
第六十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
3 前項の認可については、第三十六條第二項から第四項までの規定を準用する。

(総会の議事)
第六十三条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の

の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第六十条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。
(特別の議決)
第六十四条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名
(商法の準用)
第六十五条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「商店街における事業者等の組織に関する法律第六十条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商店街における事業者等の組織に関する

る法律第六十四条」と読み替へるものとする。
(出資一口の金額の減少)
第六十六条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。
第六十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の出資の減少の無効)の規定を準用する。
(準備金及び繰越金)
第六十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。
4 第十三条第一項第五号又は第十九条第一項第七号の事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)
第六十九条 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分額に比し、又は年一割をこえない範囲内において払込出資額に応じてしなければならない。

第七十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。
(組合員の持分取得等の禁止)
第七十一条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算
(解散の理由)
第七十二条 組合は、次の理由によつて解散する。
一 総会の決議
二 組合の合併
三 組合の破産
四 定款で定める存立時期の満了
又は解散理由の発生

五 第八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併の手続)

第七十三条 組合が合併するには、總會の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第六十六條及び第六十七條の規定を準用する。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可については、第三十六條第二項から第四項までの規定を準用する。

第七十四條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第六十四條の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員選任については、第四十四條第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第七十五條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所

の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第七十六條 組合の合併については、商法第四條から第六條まで及び第八條から第十一條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第七十七條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十八條 組合の解散及び清算については、商法第十六條、第二百四條、第二百五條、第二百九條第二項及び第三項、第三百一十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第三十六條、第三十七條

條、第三十八條及び第三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第四十七條から第五十四條まで、第五十八條第二項及び第五十九條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の職責録及び会社代表表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條(株主の差止請求權)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「商店街における事業者等の組織に關する法律第七十八條ニ於テ準用スル同法第五十三條第二項」と、同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「商店街における事業者等の組織に關する法律第七十七條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続き発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第三章 助成措置

(補助金の交付)

第七十九條 政府は、組合事業の維持発展を図るため必要があると認めるときは、予算の範圍内において、政令で定めるところにより、組合に対し、補助金を交付することができる。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第八十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の規定は、組合が第十三條第一項又は第十九條第一項の規定に基づいてする行為には、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(検査の請求)

第八十一條 組合員は、その總數の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

(決算關係書類の提出)

第八十二條 組合は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金

の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第八十三條 行政庁は、毎年一回を限り、この法律の施行に必要な限度において、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分置その他組合の一般的状況に關する報告を徴収することができる。

(検査等)

第八十四條 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務若しくは会計に關し必要な報告を徴し、又はその組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

(行政庁の命令)

第八十五條 行政庁は、前條の規定により報告を徴し、若しくは第八十一條第二項若しくは前條の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(組合に対する解散の命令)

第八十六條 行政庁は、組合が第三十六條第二項に規定する設立要件

を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることが出来る。

2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることが出来る。

(弁明の機会の供与)

第八十七条 行政庁は、前条の規定による命令をしようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(所管行政庁)

第八十八条 この法律中「行政庁」とあるのは、第十九条第一項第九号及び第七十五条第二項の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 商店街振興組合については、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

二 連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事とし、その他のものにあつては、通商産業大臣とする。

(実施規定)

第八十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 罰則

第九十条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は授機

取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第九十一条 第四十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十四条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第八十一条第二項若しくは第八十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第九十二条 組合が第八十五条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第三条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十三条第三項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十四条の規定に違反したとき。

五 第二十九条第二項又は第五十五条第四項の規定に違反したとき。

六 第三十五条第六項若しくは第六十五条において準用する商法第二百四十四条、第五十六条若しくは第七十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第七十八条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第四十条、第四十五条又は第七十二条第二項の規定に違反したとき。

八 第四十四条第五項の規定に違反したとき。

九 第四十九条（第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五十二条又は第五十三条（これらの規定を第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十四条（第七十八条において準用する場合を含む。）又は第五十六条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がない

のに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第五十六条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第七十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第五十七条の規定に違反したとき。

十四 第六十六条第二項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十三条第二項において準用する第六十六条若しくは第六十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十六 第六十八条又は第六十九条の規定に違反したとき。

十七 第七十一条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十八条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 第八十二条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十四条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(市の区域に設立されている商工会との調整措置)
第二条 この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、第六条第一項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地区に含む商店街振興組合は、新たに設立することができない。

(商店街振興組合等への組織変更)
第三条 この法律の施行の際現に中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第一項に規定する事業を行なう事業協同組合又は同法第九條の九第一項（第一号及び第三号を除く。）に規定する事業を行なう協同組合

連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会になることができる。

2 この法律の施行の際現に市の区域に属する地域に商工会が設立されている場合においては、前項の規定にかかわらず、当該商工会が解散した後でなければ、当該商工会の地区である市の区域に属する地域をその地区に含む商店街振興組合への組織変更は、これを行うことができる。

3 第一項の議決は、組合員又は会員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款、事業計画並びに役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、第三十六条第二項の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において登記をすることによつてその効力を生ずる。

8 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際その名称中に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会という文字を用い

ている者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

(登録税法の一部改正)
第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業団体中央会の下に、商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に、「商店街における事業者等の組織に関する法律」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「輸出入組合」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
第七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加え、同項中「事業協同小組合」を「商店街振興組合、事業協同小組合」に改め、同条第四項中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第七條第一項中第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
第二十七條第一項ただし書中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第二十八條第一項第六号中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

第二十九條第一項第三号及び第四号中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。

(法人税法の一部改正)
第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号の次に次の一号を加える。
五 商店街振興組合であつて、その組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が、商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人を、その他の事業者にあつては三百人をこえないもの及びこれらの商店街振興組合のみを直接又は間

接の構成員とする商店街振興組合連合会
(中小企業庁設置法の一部改正)
第十條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三の次に次の一号を加える。
七の四 商店街における事業者等の組織に関する法律(昭和三十一年法律第七号)の施行に関する事。
第四條第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
第七十三條の四第一項第八号中「及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)」を「中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)及び商店街における事業者等の組織に関する法律(昭和三十一年法律第七号)」に改める。

第三百四十八條第二項第十一号の二中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「中小企業団体の組織に関する法律及び商店街における事業者等の組織に関する法律」に改め、同条第四項中「及び中小企業団体の組織に関する法律」を「中小企業団体の組織に関する法律及び商店街における事業者等の組織に関する法律」に改める。

第三條第一項中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
(中小企業金融公庫法の一部改正)
第十三條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの
(中小企業振興資金等助成法の一部改正)

第十四條 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
第三條第一項中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

る法律及び商店街における事業者等の組織に関する法律に改める。
(中小企業信用保険法の一部改正)
第十二條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの

第三條第一項中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
(中小企業金融公庫法の一部改正)
第十三條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの
(中小企業振興資金等助成法の一部改正)

第十四條 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第一條中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
第三條第一項中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

第一條中「商工組合連合会」の下に、「商店街振興組合、商店街振興組合連合会」を加える。
第三條第一項中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

第一號の四とし、第一號の二の次に次の一号を加える。

第一號の四とし、第一號の二の次に次の一号を加える。

一の三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の施設であつて、商店街における事業者等の組織に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第十三条第一項第一号若しくは第七号又は第十九条第一項第二号に掲げるものの設置に必要資金

本案施行に要する経費として、約三百万円の見込みである。

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業基本法制定促進に関する請願（第二七六号）（第二七六号）

一、鉱業政策確立に関する請願（第二七六号）

一、利根川上流に放射線化学中央研究所設置反対に関する請願（第二八三四号）

一、利根川上流に放射線化学中央研究所設置反対に関する請願（第二八三四号）

第二七六号 昭和三十七年四月三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 静岡県磐田市中原三三

二日本中小企業政治連

盟磐田市支部内 青島

正一

紹介議員 鈴木 万平君

昭和三十七年四月二十一日印刷

池田内閣によつて貿易為替の自由化が拡大され、経済成長政策が進むにつれて、中小企業は、金融の困難及び労働力の不足に直面し、大企業との格差を是正するどころか相対的には、むしろ大幅に低下するおそれさらされてい

る。また政府の中小企業対策が、その時々思い通りのまま実施されているため、総体としての一貫性を欠き、互

に交錯し、中小企業独自の機能を十分に発揮し得ない実情であるから、この際、中小企業者に目標を与え、政府の

中小企業対策が完全に効果をあげるため、今国会で中小企業基本法を制定せ

られたい。なお、本法については、中小企業政策の憲法的存在となし、その

基本方針にもとづき、（一）中小企業の合理的な自立と発展をはかるため、開

発計画をたて、生産分野を調整し、規模を適正化し、流通機構を合理化し、

市場の開拓拡大を助け、資金の供給を円滑にし、企業の活動力を強化するこ

と、（二）中小企業の近代化と生産性の向上のために、設備の更新、近代化資

金の確保、技能訓練、労働関係の改善等科学的経営を推進し、税負担の合理化をはかること、（三）中小企業の公正

で協同的な経済関係を確保するため、に、公正な取引や競争を規制し、健全な企業の共同化及び集団化を助け、

下請関係、企業系列関係を正常化すること等の施策を総合的に講ずるものと

せられたいとの請願。

第二七六号 昭和三十七年四月三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 岩手県一関市八幡街二

五日本中小企業政治連

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

盟一関支部内 佐藤栄太郎

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二七八号 昭和三十七年四月三日受理

鉱業政策確立に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

岩手県総合開発の一翼をなす地下資源は石灰石、石膏、硫化鉄鉱等推定

二百六十五億トンをこえる膨大な埋蔵量を有し、これが開発は、工場誘致の基礎要件であり、本県としても豊富な

電力の開発と相まって中小鉱業の育成強化に重点をおき、技術指導、機械

の貸付、探鉱奨励金の交付等一連の施策を強力に推進しつつあるところであ

る。しかるに本年十月から実施される貿易の自由化による鉱業界に及ぼす影響は少なからず、また常に当面する問題として関連産業の好不況により鉱石

の需要が左右されている実情であるから、鉱業政策確立のため、（一）鉱産物の開発助成、（二）鉱産物の価格安定策、

（三）需給調整機関の設置、（四）中小鉱業振興対策の確立等の施策を講ぜられたいとの請願。

第二八二五号 昭和三十七年四月五日受理

石炭鉱業安定法等制定に関する請願

（二通）

請願者 北海道三笠市幌内住吉

町 田口繁外二百十二

名

紹介議員 大矢 正君

第三十九回国会における「石炭産業危機打開に関する決議」に基づいて、今国会において、（一）石炭鉱業安定法、

（二）炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法、（三）エネルギー基本法、

（四）炭鉱最低賃金（一万二千元）の制定、等の実現を図られたいとの請願。

第二八二三号 昭和三十七年四月五日受理

石炭鉱業安定法等制定に関する請願

請願者 佐賀県多良木市東多町 山の上 村島すみ子外

二百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二八二五号と同じである。

第二八二四号 昭和三十七年四月五日受理

石炭鉱業安定法等制定に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町 下鍋六六 三浦藤一外

二百九十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二八二五号と同じである。

第二八二五号 昭和三十七年四月五日受理

石炭鉱業安定法等制定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市宮原町

一ノ三〇 平野友幸

外三百十四名

紹介議員 大河原 一孝君

第二八三四号 昭和三十七年四月五日受理

利根川上流に放射線化学中央研究所設置反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区議会議員 長 白倉好元外二百五十八名

紹介議員 郡 祐一君 大森 創造君

近く放射線化学中央研究所が群馬県高崎市岩鼻に設置されるとのことであるが、もしそのような場合には廃水が利根川に排出され、われわれ下流住民にとりまことにゆゆしい問題であり、すでに住民に不安が起りつつある現状である。まして、同研究所の設立計画のとおりに将来原子炉を設置することにもなれば、生死の問題に直面するわけである。利根川は、沿岸住民二十万の上水道用水、工業用水、農業用水等多方面に使用されている現状で、今後水資源開発公団による開発利用計画をもあわせ考へるとき、この川の生命を依存しようとする沿岸住民にとつては絶対反対の声を結集しないわけにはゆかない。日本原子力研究所が東海村に設置される以前の経過において岩鼻設置が実現しなかつたこと及び関西原子炉においては廃水を川に流すというので、地元に猛烈な反対の起こつたこと等、多くの尊い教訓があるから、関係当局においては、このようなしゅん厳な事実を賢察の上、百年の大計をたてられよう切望し、利根川上流に放射線化学中央研究所を設置することには絶対反対であるとの請願。